

## 第 VII 章 ジェンダー、貧困問題にかかわる法制度について

### はじめに

本章では、まず法的視点からするプロジェクト評価の前提的作業として、ネパールにおけるジェンダー及び貧困に関わる憲法上の規定内容及び司法制度を概観したのち、「国家法(Muluki Ain)」における親族・相続法及び所有権に関する諸規定及び土地法の関連箇所を適宜解説・分析した上で、プランチョール村における聞き取り調査により判明した法律上の事項の処理、対応状況（例えば労務、私有地の収用、農民グループの法人格、カースト間の平等の確保など）を報告し、それらをふまえて、今後プロジェクト実施にあたって法的な観点をどのように含め入れることができるのかを考察することとする。

まず、法制度について概観する前に、ネパールの法制度について検討するにあたっての阻害要因を挙げておきたい。これは、単に法制度について研究するにあたっての問題だけではなく、ネパールにおいてプロジェクトを実施するに際しての問題ともなろうかと思われるからである。

#### (1)法律情報の入手の困難さ

ネパールにおいて、法律情報を入手することは困難を伴う。憲法を除く主要な法律、たとえば「国家法」と称される民刑事法典でも英文などに翻訳されてはならず、一部翻訳されていても入手は非常に困難である。まして、判例はより入手が困難である。このことにより、外部者にとってネパール法令を利用あるいは参照することは難しくならざるをえない。したがって、プロジェクト実施地等の情報に明るい現地法律実務家の協力は不可欠となろう。

#### (2)法の執行状況の不明確さ

法の執行は、民主主義国家においては行政府によりこれがなされ、その正統性は民衆の選挙にもとづく立法府の立法に基礎付けられ、その正当性を問うものは独立した司法府による。しかし、本調査において対象とするネパールにおいては、前項で指摘した通り法律情報へのアクセスが困難であり、したがって行政府の行動が読みにくくなる。これが、実際のプロジェクト実施において法律を意識せずとも進めることができることの理由となっているのではないかと考えられる。

しかしながら国家の基本法たる憲法を逸脱した政策や行政行為を取ることは本来あり得ず、そうした観点から見限りの制約はあるということが出来る。したがって、最低限憲法や「国家法」などの基本的法令についての情報を集積することは必要となろう。

### 1.ネパール王国憲法

1990年に公布・施行された現行憲法である「ネパール王国憲法」は23編133カ条からなるが、本報告と関連を有する箇所及びその規定内容は以下の通りである。

及び文化を保持し、発展させる権利を有する。いずれのコミュニティも、学校を運営し、その域内の児童に母語による初等教育以下の教育を行う権利を有する」ことを定め、「コミュニティ」の権利主体性を容認する。

### 1.3. 経済的自由

経済的自由についてネパール憲法は、第 12 条第 2 項 e 号において職業選択及び営業の自由に関する規定を、第 17 条において「財産権」に関する規定をおく。

第 12 条第 2 項 e 号は、すべての市民に職業選択及び営業の自由を保障するが、同時に特定の職業に対して国家が許可制又は届出制を導入することをはばむものではない。むしろ本条の趣旨は、封建的身分制の歴史をもつネパールにおいて、市民がその意志の反する職業に従事させられ、又は恣意的に営業の継続を阻害されることを禁止することと解すべきであろう。さらに、この職業選択の自由は、同条第 2 項 d 号に定める居住及び移動の自由を基礎とし、市民を主要な生産手段である土地に縛り付けることから解放し、労働力の流動性を確保することによって農業以外の産業振興を可能にする。

### 1.4. 社会権

市民の社会的諸権利に関して、ネパール憲法は第 4 章をあて、「国家政策の指導原則」としてカタログを提示する。但し、これらはそれらの総則的規定である第 24 条第 1 項に定めるとおり、司法による強行に服さない、いわば国家の政策上の努力目標という性格を有する。これらのうち第 25 条に示されているのは、

- ・教育・保健施設の改善と雇用機会の拡大、富の配分における地域間格差の是正を通じた国民の生活水準の向上（第 1 項）
  - ・環境の保護（第 4 項）
  - ・農業の生産性向上を通じた経済成長のための基盤整備（第 5 項）
  - ・雇用機会の確保（第 6 項）
  - ・女性の社会参加の促進及び女性の教育・保健・雇用への配慮（第 7 項）
  - ・子どもの権利及び自由の確保（第 8 項）
  - ・社会的弱者に対する教育、保健、雇用上の配慮（第 9 項）
  - ・社会的経済的に不利な地域社会の経済成長の実現（第 10 項）
  - ・外資導入の促進（第 12 項）
  - ・農村開発の優先（第 13 項）
- などである。

## 2. 「国家法」規定

「国家法 (Muluki Ain)」は、その原形を 1854 年に制定されたものにさかのぼるとされ、

### 1.1. 権利の主体及び法の下での平等

現行憲法は、1962年憲法及びその下で公布・施行された1964年市民権法を援用し、(1)ネパールに本籍地を有する者、又は(2)ネパール国内において出生した者、又は(3)少なくとも両親の一方がネパール国内において出生した者、又は(4)ネパール市民とネパール国内法及び慣習に基づく婚姻関係にある女性並びに(5)国内法により市民権の取得を承認された者を「ネパール市民」とみなす(第2編第8条、第9条)。これら市民は法の下に平等であり、同等に法により保護され(第11条)、「いかなる市民も、宗教、人種、性、カースト、トライブ及び信条並びにそのいずれかに基づき、一般法の適用にあたり差別されることはない」(同第2項)として宗教、人種、性、カースト、その他信条による差別を否定する。この邦文からもわかるとおり、差別を受けない主体は市民であるが、差別を禁止された客体は法の適用者すなわち国である。隣国インドにおいてもしばしばこれと類似する規定をもって憲法上カースト等による差別が禁止されているとする議論がなされることがあるが、地域におけるプロジェクトの実施を念頭におくとき、私人間においてこれらの規定が直接的に適用されるか否かは別の問題である。尚、インド憲法第15条第1項は「国は、宗教、人種、カースト、性、出生地又はそのいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行ってはならない」と定めており、本条第3項に、インド憲法第15条第2項は本条第4項に類似の規定をもつ。ネパール憲法におけるこれらの規定は、インド憲法の規定から採り入れられたものと考えるのは妥当であろう。また、同条第4項及び5項は、カーストによる公共の場所への立ち入り及び公共施設の利用をめぐる差別を禁止すると共に、男女の同一労働に対する同一報酬の原則を定めており、プロジェクト実施にあたってこのことを念頭におく必要があろう。

### 1.2. 基本権規定

第3編「基本的諸権利」は上記の法の下での平等(第11条)のほか死刑の廃止及び自由の保障を定めた総則的規定である第12条以下、出版の自由(第13条)、罪刑法定主義、法の適正手続、無罪推定の原則(第14条)、予防拘禁の禁止(第15条)、情報に対する権利(第16条)、財産権(第17条)、独自の文化を保持する権利及び初等教育の権利(第18条)、信教の自由(第19条)、搾取からの自由(第20条)、国外追放の禁止(第21条)通信の秘密及びプライバシーの権利(第22条)、救済(第23条)の規定をもつ。

これらの基本権規定につき、ネパール憲法は以下の2つの特徴を有する。すなわち第1に総則的規定である第12条は、第1項において「個人の自由は、侵害されない」ことを規定したのち、第2項以下において思想・信条の自由、集会・結社の自由、居住及び移動の自由、職業選択及び営業の自由を規定する。しかし、これらにはネパールの主権と統一、社会の公序良俗を維持し、また民族とカーストの調和を図る目的で立法による制約を設けることをあらかじめ留保する。第2に、これらの権利の享有主体は、ほとんどの規定において「何人も」又は「ネパール市民は」となっているが、例外的にこれらのうち、独自の文化を保持する権利及び初等教育の権利(第18条)は、「ネパール国内のいずれのコミュニティも、その固有の言語、文字

現在施行されているものは、1962年に制定されたものである。元来効力を持っていた慣習法を法文化したものであり、その内容は民事規定、刑事規定の多岐に及ぶ。

この「国家法」においても、貧困あるいはジェンダー問題に関連した規定は存在する。このうち、ジェンダー問題に関連すると考えられる規定は、以下のものであるということができよう。

### 第3編

第12章：夫婦（離婚）

第13章：財産分与

第14章：女性の財産

第15章：養子

第16章：遺言のない財産

### 第4編

第11章：人身売買

第14章：強姦罪

第15章：近親相姦罪

第16章：猥姦罪

第17章：婚姻

第18章：姦通罪

このうち、もっとも焦点が当てられうるのは婚姻、相続、離婚などの親族法関連規定であろう。そこで、以下に親族関連規定、すなわち第3編の各章および第4編第17章の規定について概観するが、留意すべきなのは、本評価において評価対象とするプロジェクトにかんしては婚姻や離婚、相続といった親族関連の民法規定とかかわりのある変動は発見しがたかった、ということである。したがって、ジェンダー意識にかんする調査結果などにもとづいて、今後の民法改正の方向性などを検討することは可能であるが、これが直接的にプロジェクトの実施・評価に関連するとはいいがたい。

#### 2.1. 婚姻（第4編第17章）

女性の年齢が、後見人の合意が得られる場合は16歳以上、得られない場合は18歳以上であって、男性の年齢が、後見人の合意が得られる場合は18歳以上、得られない場合は21歳以上の場合婚姻が認められる。また、年齢差が20歳以上の時、当該婚姻は認められない（第2条）。本条文では、上記の年齢に達していないものの婚姻を仲介したものに対する罰則が詳細に定められている。このことは、逆に言えばそのような仲介行為が多く行われている、あるいは少なくとも行われていたことの裏返しであるとみることができよう。

女性に対する社会の視点を表している条文は、第9条である。これによると、例外的に男性が第二夫人を持つことができる理由として、妻が治癒の見込みのない精神障害や性感染症を罹

患した場合、不妊または婚姻後 10 年間の間子供が生存しなかった場合、足に障害を得た場合や両眼を失明した場合あるいは財産分与を受けて後別居した場合などが列挙されている。この条文から、女性（妻）に対して期待されていることが自ずから浮かび上がってくる。すなわち、健康体であること、そして子供を産むことの二点である。これに対し、女性の重婚は認められておらず、悪意をもってこれを行った場合は処罰の対象となる。なお、未亡人であることを隠し、未婚であると偽って婚姻を成立させようとした場合も同様となっている。この点について、偽りの情報をもって婚姻の仲介を行ったもののみならず、当事者たる女性も処罰の対象となるのは、差別的であるという意見が見られる。これは、第 9 条の男性のケースと比較してのものであると考えられる (Forum For women Law and Development (FFWLD), 2000)。

## 2.2. 離婚

離婚に関連して女性に対して不利な規定は多くは見られないが、Forum For women Law and Development (FFWLD), 2000 も指摘する通り、第 3 編第 12 章第 2 条では妻の姦通を離婚要件のひとつとしている。妻の姦通のみを離婚の要件としていること、また、実際には当該行為がなくとも裁判所においてその旨の主張がなされた場合には夫は離婚を申し立てる権利が生じるという点において、女性に対して不利な状況が存在しているといえることができる。

## 2.3. 財産分与および相続

財産分与に関しては、さまざまな規定で女性に不利な点が指摘されている。たとえば、第 1 条や第 10 条に規定されている財産分与にかんして、妻や息子の権利は認められているものの娘には認められていない点、第 16 条において 35 歳を越える年齢の娘は息子と同様の権利を認められるものの、財産分与後に婚姻した場合は婚資を除いた分を他の相続人に譲渡しなければならない点などが問題であるとされる。娘に対する権利の制限は、相続に関してもみられ (第 3 編第 16 章第 2 条、第 10 条)、第 3 編第 14 章第 2 条では、娘は分与された財産の利用に関して後見人の合意を必要とすると定めている。したがって、娘は婚姻により家を出ることが前提となって慣習が形作られてきたと考えることができよう。

このほか、未亡人に対する権利の制限 (第 3 編第 13 章第 12 条、同第 14 章第 2 条、第 6 条) や婚姻している女性に関する権利の制限事項 (第 3 編第 13 章第 4 条、第 10A 条、第 14 章第 6 条、第 7 条) などについても女性を不利に扱っているといえることができる。

このように、「国家法」における親族・相続関連規定をみるかぎり、女性の財産権に関しては男性に比べて制限が多く存在することがわかる。その制限は大きく

- ・息子に比べ娘の権利が制限されている
- ・女性のみを対象とする罰則が存在する
- ・未亡人や離婚した女性の財産権が制限されている

などの点に類別することができよう。

これらの女性に対する制限があるとして、プロジェクトの実施・評価といかなる関連がある

かという点について、若干検討をしておきたい。

・「国家法」における親族・相続規定とプロジェクトの実施

前述の通り、「国家法」に規定された親族・相続規定には性的平等の観点からみて問題が存在することがわかるが、これがプロジェクトの実施に影響を及ぼすことはあるのだろうか。

今回評価の対象とする農村開発プロジェクトにおいて、財産の分与に直接かかわる事例にふれることはできなかった。また、プロジェクトの内容自体から考えても、財産の分与、そしてそのプロセスにおいて女性の被りうる不利益ということは、考えにくいと思われる。すなわち、収入向上プロジェクトや、共有林にもとづく林業プロジェクトという形式において財産分与や相続が問題となり、法的紛争となるということが考えにくいということである。したがって、プロジェクト実施に際して法律的な側面が考慮されることは多くないというのも、当然のこととなろう。

法律面からジェンダー問題についてとりあげる議論においては、これまでに紹介したような女性に不利な規定の改正に焦点が当てられているが、これは今回のようなプロジェクトの評価には直接的には関連しない部分である。ただし、法律面においても女性の不利な立場が明確に存在しているということを前提にした結果、プロジェクト実施に際してジェンダーに関する視点を重視するという姿勢が必要となるのであり、本プロジェクトにおいてはそれがなされているということができよう。

### 3. 土地法

今回入手した1964年土地法は全64条からなるもので、「土地改革にかかわる法令の改正及び統合のための法律」という名称がつけられている。1957年に土地改革を実施するために制定された土地法を改正するものとの位置づけになり、同年に導入される予定のパンチャーヤト制度の実施に合わせたものである。この土地法の編成は次の通りである。(カッコ内は条文番号)

第一章：総則（1～2）

第二章：ジミダリー制度の廃止（3～6）

第三章：土地保有の上限（7～12）

第四章：上限を越える土地の収用（13～18）

第五章：補償（19～20）

第六章：土地の売却及び配分（21～24）

第七章：借地に関する規定（25～32）

第八章：借地料に関する規定（33～39）

第九章：強制預金及び信用取引手続（40～51）

第十章：機関及び手続（52～57）

第十一章：雑則（58～64）

このうち、注目すべきなのは第二章のジミダリー制度の廃止規定、第三章の土地保有制限規

定および第七、八章の借地に関する規定であろう。

ジミダリー制度とは、ジミダール、パトゥワリ、タルクダール、ジンマワール、ムキヤなどの名称で呼ばれる徴税人によって地税が徴収される制度とされている。土地法の冒頭にまずこの制度の廃止が定められているということで、複雑な地税徴収制度、ひいては土地の管理制度を統合しようとしていることが伺える。また、ジミダリー制などの徴税制度における、搾取的な側面も指摘されており、こうした問題からの改善を図った規定であると見ることもできよう。

第三章では、土地保有の上限を定めており、地域によってその広さは異なっている。たとえば、カトマンドゥ・バレーでは上限が50ロパニ(2.5ヘクタール)なのに対し、テライ地域では25ピガ(16.75ヘクタール)となっている(第7条)。また、耕作のために借りうる土地にも上限があり、テライ地域で4ピガ(2.68ヘクタール)、カトマンドゥ・バレーで10ロパニ(0.5ヘクタール)、カトマンドゥ・バレー以外の丘陵地域で20ロパニ(1ヘクタール)である。

上限を越えて所有されていた土地は、収用されたうえで分配されることになっていた。これについては、土地法上ではなく、1964年土地規則第23条に規定が定められている。これによると、収用された土地の配分を受けうるのは、当該農地で耕作を行っていた小作人とその家族、隣接する土地の所有者などに限られており、土地の配分には制限が強く存在することが伺われる。1972年までにネパール政府が収用した土地は全農地の3パーセントにあたる約50000ヘクタールになり、そのうちの22000ヘクタールが配分に充てられたのみとされており、その理由として、収用した土地には農地に向かない土地も含まれていたことも指摘されている(Regmi 1977)。

借地に関する規定としては、第25条で借地権についての規定が設けられている。これも土地改革の一環として進められた施策の中に位置づけられる規定であるが、これについても地代を受け取る地主の地位をより強化した結果になったと指摘もされている(Regmi, *ibid.*)。

### 3.1. 土地法と開発プロジェクト

簡単に土地法の内容を見てみたが、基本的に土地改革のための法令であると位置づけることができるものであった。したがって、伝統的慣行のなかで法令に引き継がれた部分がどれほど存在しているのか、伝統的慣行と法令との間にいかなる齟齬が存在しているのか、といった点については今後の検討課題として残るものである。

プロジェクト実施に際して、土地にからむ紛争が起こった場合には、土地法の規定が関連することも可能性として存在する。第53条によれば、紛争が起きた場合には1956年特別裁判所法にもとづいて裁定が行われるとされ、第54条では借地権にかかわる紛争の場合は関連機関あるいは裁判所で裁定がなされるとされている。そのうえで、第55条では裁判所が最終の裁定機関であると定められている。したがって、裁判所に持ち込まれる前に、その他の機関(パンチャーヤト等が想定されていると予想される)で協議がなされ、裁定が行われるという手続

を設けているとみることができる。

土地法に関しても、プロジェクト実施に際して、単なる法文のみではなく、その運用状況、関連諸機関の実態についても視野を広げて検討していく必要があるだろう。

#### 4. 法律班現地調査（カトマンズ及びプランチョール村）

法律班の二名（四本健二、浅野宜之）は、1999年12月28日から1月5日までの日程でネパール現地調査を実施した。このうち12月29日から1月2日までをポカラで過ごし、残りの日をカトマンズにおける資料収集に充てた。この調査の目的は、第一にプロジェクト実施にかかわる法令資料の収集、第二にプロジェクト実施地における法律面での聞き取り調査の二点であった。限られた日程、さらには新年の休暇期間中という悪条件もあり、十分な調査ができたとはいえずとも言えないが、その概要は以下のとおりである。

##### 4.1. 資料収集にかんして

###### 4.1.1. 法務省出版局

憲法の英訳を出版しているのが、法務省出版局である。カトマンズ市内で入手した法令の公的な英訳はこれのみであったため、他の法令についても出版されている可能性を考慮し、訪問した。出版局前には多くの市民が列をなしていた。これは、海外での労働や留学のためのビザ申請に、英文での証明書が必要であり、そのために各種の証明書をネパール語から英文に訳し、それを公的に証明することが出版局の主要な業務となっているためである。すなわち、海外での労働などのためにビザ申請する人々（及びその代理人）が多数集まっていたのである。

法令の出版状況について担当者に聞いてみたが、英文での出版は憲法を除いてなされていないとのことであった（もっとも、日本でも公的に法令の英訳はほとんどなされておらず、状況としては大差ない）。憲法以外の法令については、個別の注文に応じて翻訳を行うとのことであった。しかし、この作業についても体系化されているわけではなく、注文がある度ごとに、タイピストが過去の翻訳をもとにタイプアウトするというもので、大部の法令の英訳を短期間に入手することはほとんど不可能であることがうかがわれた。また、その単価も安くはない。したがって、自前で翻訳を行うか、現地の協力者による翻訳がないかぎり、法令へのアクセスが非常に困難であるといえる。

また、法令とともに法律面での検討において重要な資料となる判例集についても、ネパール語のみの発行となっている。ネパール語版についても出版局で即時に入手できうるわけではなく、ネパールにおける法律研究の困難さを示すものである。

今回、「国家法」のごく一部、相続関係と婚姻関係の規定の前文の翻訳を依頼した。これは、全規定を依頼した場合どれほどの時間がかかるか不明だったためである。



#### 4.1.2 FAO 図書室

土地関連の法令入手のため食糧農業機関（以下 FAO）の資料室に赴いた。開架式の資料室を検索した結果、1964 年土地法のみが所蔵されていた。一時的に借りたうえで、門前の文具店で複写を依頼した。

#### 4.1.3. その他の資料について

書店では、法律関係の書籍をほとんど発見することはできなかった。いくつか入手しえたものは、憲法のコンメンタール、英文の憲法、土地改革に関して多少法律に触れたもの、などである。前述の出版局の状況と重ね合わせても、法律に対する市民のアクセスの困難さを感じさせるものであった。

### 4.2. ブランチョール村聞き取り調査

#### 4.2.1. 調査の目的

今回聞き取り調査を行う際の目的は、

- ・プロジェクト実施に際して法律を意識した場面が存在したか
- ・紛争が起こるような場面は存在したか、その場合はどのように解決したか

という二つのポイントに焦点を当てることとした。ブランチョール村を選択したのは、まず第一フェーズがすでに終わっていること、つづいて本調査プロジェクトの中で、他のグループが訪問していなかったことの二点を基準としたためである。

#### 4.2.2. 聞き取り調査

12月30日

聞き取り相手：Mr. Dil Bahadur Bhusel

Mr. Khim Lal Acharya

場所：JICA オフィス

12月31日

聞き取り相手：Ms. Chandra Shrestha

聞き取りに際しては、まず各サブ・プロジェクトごとに概要を聞く形をとった。

#### ・つり橋建設

村民の約半数（第 6～9 ワード）が従事したプロジェクト。建設には村外の建設業者がタッチし、村民は労務提供という形で協力したという。また、石を切り出して運搬するということも行ったとのことであったが、その砕石場は VDC の土地ということで、特別に採石許可は必要なかったとのことであった。

#### ・水源保護及び貯水タンク設置

水源自体は完全に濁水するという事はほとんどなく、問題はむしろ水源までの距離にあった。この水源の水は基本的に家庭での消費が目的である。使用量も多くなる農業用水となると別ではないかとも考えられるが、聞いたかぎりでは、水の利用に関しては過去に取り立ててトラブルはなく、いずれかの水源の水が不足しても、他の水源を利用している住民が使わせるなどしていたという。水源保護プロジェクトに関しては、利用者からなる委員会を設置し、管理。

貯水タンクについては後述。

#### ・養蜂

所得向上プログラムとして女性のグループ（現在メンバーは 16 名）が選んだもの。はちみつは、一部は自家消費用にまわし、残りを近隣で販売している。蜂についてはメンバーの個人所有という形になるという。

#### ・河岸保護、道路改修

住民による労務提供。河岸は第 9 ワード住民の田であり、また周辺には第 6~7 ワードの住民の土地もあることから、これらの住民により労務提供がなされた。道路改修に関しては、優先順位を協議の上、補習箇所を決定したという。

#### ・地滑り対策

プランチョール村では、多くの地滑りが起こっていることから、植林を行うなどして対策を講じたという。植林は 5 月から 8 月のモンスーンシーズンに行うということで、農繁期でもあり、住民が順番に作業に従事。

### 4.3. 考察

このように、サブプロジェクトの内容を簡単に聞いたかぎりでは、紛争が起こったケースも、また、起こりうる場面もほとんどないといえよう。紛争が起こりうるとすれば、個人の財産を侵害するようなケースが考えられるが、サブプロジェクトが実施された場所を考えると、つり橋や河岸、あるいは道路などの公共の土地であるケースが多く、プロジェクト実施に当たって、個人の権利関係に関する問題が惹起するとは考えにくいといえることができる。サブプロジェクト実施に際して問題はなかったかという質問に対しては、実施地の優先順位に対して不満の声が上がったこともあったが、協議によって納得が得られたということで、紛争には至っていなかったという回答を得た。

Shrestha 氏からは、女性グループの活動を中心に、貯水タンクの事業実施についても話を伺ったが、その話からもとくに法律的問題に直面したというケースは伺われなかった。貯水タンクについては、受益者のうちの一部で下位カーストに属している世帯が固まって小村落を形成しており、その中に一つ蛇口を設置しているということがあったが、これについても単に場所が離れていることによるという説明も可能であり、法律上の問題とはしにくいと考えられる。

いずれにしても、短時間ではあり限界はあるが、聞き取りを行ったかぎりではプロジェクトの実施に際して法律の問題を意識するケースはほとんど見られなかったのではないかと推測さ

れる。12月31日は、予定ではVDCの長とも面談することになっていたが、先方の急な都合により聞き取りができなくなった。立場上、法的な手続きなどに関与する機会も一般住民に比べて多いであろうと予測していたため、残念な結果となった。

なお、ポカラ滞在中にポカラ地方裁判所および同高等裁判所をみたかぎり、高等裁判所の周囲に数軒の法律事務所があるばかりで、それ以外には裁判所らしき雰囲気を感じさせるものは存在しなかった。そのかわり、地稅事務所を訪れる人は多く、これに比べて裁判所は住民から距離のある存在なのではないかと感じられたことを付記しておきたい。

#### まとめにかえて；開発プロジェクトと法律

今回、農村開発プロジェクトの評価を法律的な側面から試みてみたが、冒頭で述べたような阻害要因の存在により、十分な検討・分析が行えたとは言い難い。また、課題として残る部分としては、近年の地方分権化にともなう行政・政治面での変容であるが、これは資料の不足（とくに法律面）により検討を断念せざるを得なかった。しかし、開発プロジェクト実施に当たっては、憲法や民法（ネパールにおいては「国家法」）以上に地方行政が密接な関係を持つものであり、その点からも地方分権化の法律的側面の分析は、今後のプロジェクト実施に当たっての基礎資料として必要となろう。

さて、開発プロジェクトの実施に際して関連してくる法律的課題は、財産権の問題（動産・不動産の所有権、共有制度など）、水利権などの権利侵害の問題、これらにかかわる紛争解決の手段と手続きの問題、組合などの組織化にかかわる手続法の問題、プロジェクト実施に際して関係を持つ地方行政機関の組織法にかかわる問題などを挙げることができよう（もちろん、さらに広く開発プロジェクトというものをとらえ、いわゆる社会開発という面から見れば、教育や保健衛生、あるいはNGO組織の活動にかかわる法制度までも含めることができるかもしれない。しかし、今回の調査・検討はあくまでも農村開発プロジェクトの評価にかかわるものであり、対象とする法制を拡大することはさほど有意義ではないと考える）。そして、このように開発プロジェクトにかかわる法制というものをとらえたとき、今回検討の対象としたプロジェクトにおいてはそれと直接的に抵触する部分はなかったということができよう。

今回の検討は、あくまでも成文法、それも限られた資料に基づくものでしかない。開発と法というものを考えるに当たって分析が必要とされる、地域の慣習や法の執行状況（紛争解決、政策と法との抵触）については分析がなされていないという点で、不十分なものであると言わざるを得まい。

逆に言えば、開発プロジェクトについて法的側面から検討するに当たっては、関連する成文法の検討のみならず、プロジェクト実施地域における慣習の存在及びその変容、プロジェクト実施にかかわる紛争の存在とその解決手段・経過、プロジェクト実施地域における政府機関・地方自治体の機能と実質的役割（これには各種政令、命令の分析も含まれる）などについてのデータ収集およびその検討が必要となろう。

**参考文献**

**Muluki Ain (Translated)**

**Ministry of Law & Justice : Lands Act and Rules, 1964**

**Regmi, Mahesh C. : Landownership in Nepal : Adroit Publishers, Delhi, 1977.**

**Forum For Women Law and Development : Equality Now : 2000.**

## 第Ⅷ章

## 第 VIII 章 ネパールにおける教育と貧困・ジェンダーの関わり

### はじめに

人的資源の上から見たネパールの状況は、この国が東南アジア諸国が経験したような、1970年代から始まる急速な経済成長の軌道に乗るには、まだかなりの距離のある点に位置していることを物語っている。すなわち、人口増加は衰えを見せず1961年から1991年の30年間で倍増し（UNDP,1998）、2000年には山地と谷に囲まれたこの小国が、2400万の人間を養わなければならなくなる（UNFPA、1995）。近年の出生率は5.53（女性一人当たり平均総出生数）と高く、そのため人口増加率は2.34%と高水準のままである。この結果、従属人口比率（「14歳以下+65歳以上」人口の「15-64歳」人口に対する割合）は、1971年の85.4から1991年には93.1に跳ね上がった。その一方で乳児死亡率は118と高い。そのため平均寿命は男子54.0歳、女子53.0歳（平均53.5歳）ときわめて低い（以上、UNFPA,1995）。

これらのデモグラフィック指数の意味するところは、この国が開発軌道に乗るための人的資源面での条件を未だに達成しておらず、その結果として、もう一つの人的資源開発の課題である教育セクターの開発において、著しい遅れ（ASEAN諸国に比して）を露呈しているという点である。特に、全人口の88パーセントは農村部に住んでおり、この人的資源部分が、デモグラフィック問題及び教育課題の両面で、進歩を妨げる大きな要因となっている。これらの農村人口は、カトマンズやタライの低地に流入し、この地域に人口急増問題をもたらしているが、人々が都市部に移住することだけでは農村問題は解決しない。保健・家族計画、教育開発、農業開発の三点セットからなる総合的な農村開発が求められる。特に、教育を梃子として、農業開発と家族の問題を考えることは、総合的な開発計画の立案にとって欠くことのできない視点である。

本章の目的は、まずネパールの教育の現状を分析し、農村での教育の遅れが貧困・ジェンダー問題に対して持つ影響を考えることにある。続いて、農業プロジェクトの実施地域を対象とした実態調査に基づき、農業プロジェクト（サブ・プロジェクトを含む）実施の結果が、当該地区の農民とその家族の教育に対しどのような影響をもたらしたかについて、具体的な調査データの分析を踏まえて検討を行っていく。

### 1. ネパールにおける教育の現状

ネパールは1990年の「万人のための教育世界会議」（Education For All ; EFA）の要請の下に、EFAの実現に向かって1992年National Action Planを作成した。このNAPの政策の下に、ネパールでは1990年代を通じ堅実な教育開発の歩みが続けられた。特に、NAPの政策指針にのっとり、第8次開発計画（1992-1997）においては「基礎及び初等教育マスター・プラン」(Basic and Primary Education Master Plan: 1991-2001) が生み出され、EFAの実現を目指す努力が開始された。これ

に引き続いて、第9次開発計画（1997-2002）が立ち上がり、より具体的なEFAに関する政策が打ち上げられた。その一つが、「基礎及び初等教育計画； BPEP」であり、この中で様々な教育開発目標値が設定された。具体的には、

1. 早期児童開発（ECD）センターの増設を通じた就学前教育の充実：  
2000年までに34,814のセンター増設（私立学校やNGOの幼稚園・保育園の増設も含む）。
2. 初等教育の普遍化：  
第8次開発計画中に、粗就学率121%、純就学率90%を達成する。  
このために必要な予算と先生の供給を図る。
3. 識字率の向上：  
第8次計画中に、6歳以上人口の非識字率を40%（識字率60%）とする。

以上に加え、生活技術や職業教育、技術教育関連科目の強化、生活向上に資する知識・情報伝達のためのメディア（ラジオ、テレビ、通信教育等）開発、教材作成等の目標が設定された。以下では、上記のようなEFA計画に基礎を置く近年のネパール教育開発の主要な成果について概観する。

### （1）ネパールの教育制度

ネパールの教育システムの骨格は、表8-1に示された通り、5-3-2-(2)-5(3) という、通常の6-3-3-4制と異なる体制からなる。すなわち小学校は5年生までで、その後に3年の中学校と2年の高等学校、その後に更に2年の後期高等学校があり、そこから高等教育につながっていく。しかし、2年間の高校教育卒業から大学を受験することができ、合格すれば5年間の大学教育が受けられる。一方、後期高等学校まで進んだ場合は、大学入学後は3年間で課程を修了できる。

上記の2年制の後期高等学校は近年導入されたもので、徐々に普及しつつあるという（UNDP,1998）。この試みは、初等教育と中等教育全体で、合わせて12年の教育を行っている、世界の教育標準に合わせたものであるといえる。というのは、古いネパールの教育制度では初等・中等併せて10年にしか達せず（すなわち、 $5+3+2=10$ ）、世界的標準より2年短いことになり、後期高等学校2年が必要になったものと思われる。また現在の制度では初等教育も1年短く、そのため基礎教育（初等+前期中等）も8年と一般的標準より1年短い。これらの点から、今後ネパールの教育制度には、更なる革新が必要であるように思われる。

次に、教育振興への国家の意気込みという観点から、国家予算に占める教育予算の配分をみてみよう。表8-2に示された通り、教育予算は1986年の9.5%のシェアから、1997年には13.5%へと着実に拡大している（UNDP,1998）。しかし対GNP比では、この10年間で2.2%から2.7%へ

と伸びただけで、僅かな増加率に留まっている。

途上国では一般的に、教育予算のシェアは15%から20%程度が普通である。とりわけネパールのように、急激な教育サービスの拡大と教育投資を必要とする後発途上国（LLDC）においては、国家予算に占める教育予算の割合が、20%近くになっても不思議ではない。また対GNP比も、標準的な3%程度のレベルに拡大される必要がある。しかし表8-2を見ると、教育に優先する支出として、ネパールでは対外債務支払い（debt services）が年々拡大し、1998年には13.6%と大きくのしかかってきていることが理解される。加えて、緊急を要する人道的支出（食料、災害、緊急医療等）としてのHPS関係も急激に拡大し、1998年には17.3%と最大の支出分野となっている。

次に教育予算がどの分野に支出されたかを、サブ・セクターへの配分比で見ると、表8-3に示した通り1995年までには、約半分が初等教育に振り分けられるまでに成って来たことがわかる。このような結果も、初等教育の普遍化を優先する途上国においては一般的な現象であり、ネパールもEFAの影響下で、ようやくこのような配分パターンに近づいてきたことが読取れる。しかし初等教育への予算配分のシフトは、増大する就学年齢人口への財政的対処以外の何物でもなく、就学率の向上、特に純就学率の改善にどの程度寄与して来たかは、注意して観察する必要がある点である。就学児童の急激な増加は予算配分の増大を生むが、これが純就学率や教育の質の向上をもたらすとは限らないのである。

表8-1 ネパールの教育制度

教育段階	就学年数	学年	標準就学年齢
初等教育	5	1-5	6-10
前期中等	3	6-8	11-13
中期中等	2	9-10	14-15
後期中等	2	11-12	16-17
高等教育	5	(第10学年修了者)	
	3	(第12学年修了者)	
合計	15年	21歳	



表8-2 国家予算中に占める各分野の割合とGNP比（括弧内）

国家予算	1986	1993	1997
教育	9.5 (2.2)	12.7 (2.4)	13.5 (2.7)
保健	3.0 (0.7)	3.6 (0.7)	6.0 (1.2)
警察・国防	7.5 (1.7)	9.2 (1.8)	8.1 (1.6)
債務支払	7.9 (1.8)	13.0 (2.5)	13.6 (2.7)
HPS分野	8.3 (1.9)	14.8 (2.8)	17.3 (3.4)

HPS: Human Priority Sectors

注: UNDP, 1998に基づき作成

以上のようなネパールの財政事情の示唆するところは、この国が急激な人口増加、特に先に指摘した通り従属人口の急拡大のため、教育・保健医療・農業・経済等全ての分野で国家予算が膨張を余儀なくされてきたことを示している。そして、これらの財政需要を対外債務で賄ってきたため、債務支払も年々増加してきている（対外経済協力基金、1997）。同時に急激な人口増加は食料、自然災害、緊急支援といった緊急財政支出の急拡大をもたらし、他の分野への予算配分の障害となっている。

まとめとして表8-2及び表8-3の結果は、この国が急激な人口増加と様々な災害及び過大な対外債務の支払いに悩まされ、教育や経済、農業といった開発分野への国家予算の配分に苦慮してきた困難な国情を物語っている。それ故、これらの開発分野への投資は、どうしても海外からの援助に頼らざるを得ないことになるのである。

表8-3 教育予算中に占めるサブ・セクターへの配分パーセント

サブ・セクター	1981	1985	1990	1995
初等教育	29.7	40.7	48.0	49.2
中等教育	20.7	17.4	15.5	18.3
高等教育	39.1	38.1	23.0	17.3

注: UNDP, 1998に基づき作成。

## (2) ネパールの就学前教育

ネパール教育省は、"Education For All " (EFA) の呼びかけに呼応して、就学前教育の拡大と初等教育（1 - 5学年）での就学率の向上を宣言した。特に、初等教育の目標値としては、第8次開発計画終了（1997年）までに、粗就学率121%、純就学率90%を達成することが定められた。表8 - 4から表8 - 6は、これらの目標の達成状況を示したものである。

まず表8 - 4の結果を見ると、ネパールにおける就学前教育は極めて貧弱で、就学前に何らかの教育を受けている者の割合は、1997年現在、全体で8.07%とはなほ低いことがわかる。女子の割合は6.69%と更に低い。しかし小学校1年に入学してきた生徒だけに限って見ると、その割合は13.47%（女子のみでは12.6%）と若干向上する。一般に第1学年への就学率（ひいては初等教育全体の就学率）は、就学前教育の普及につれて向上することが知られている。この点から考えると、表8 - 4の結果はネパールの初等教育の前途を暗澹とさせるものである。とりわけ女子や、農村部での初等教育の普及にとって、就学前教育は特に効果的といえるが、この点で今後多くの困難が予想される。

表8-4 ネパールの就学前教育の現状

就学前教育	1991	1995	1997
(1) 幼児教育粗就学率（公立、私立、地域の学校を含む）	--	--	8.07 女子のみ: 6.69
(2) 小学校1年入学児童の中で何らかの就学前教育を受けた児童の割合	--	--	13.47 女子のみ: 12.6

出典：EFA、2000より。

次に表8 - 5は、小学校第1学年での就学率を示したものである。表の結果は、1997年現在、小学校入学段階での粗入学率は129.8%と高いが、純就学率では53.8%と半減してしまうことを示している。言い換えれば、小学校1学年への入学者の半数以上が、標準1年生より年下ないし年上の児童であることを意味している。純就学率が低いのは、当然ながら就学年齢に達しても、学校に行けない子供が多数存在することが主たる原因である。未就学の原因は、後述するように貧困、通学困難、両親の無知等多様である。これに加え、途上国一般に当てはまることであるが、就学年齢をあまり厳密に考えず、ある年頃になったら学校へ行くという、大雑把な就学基準にも一部原因がある。また、戸籍や出生届も完備していないため、就学予定者が落ちこぼれていく。これに対し、粗就学率が100%を越える最大の原因は留年で、2年に進級できない児童が1年生のまま大量に滞留するため、粗就学率が大きくなってしまう。これに加え、上記の就学年齢の曖昧さや、戸籍の不備等が更に災いしている。

いずれにしても表8 - 5の結果は、ネパールでは学校教育への入り口段階で就学上の様々な問題が生じ、これが上級学年への進級・就学を阻んでいることが容易に予想される。特に、遠隔地・

山岳地帯においては貧困、通学困難、両親の無知、戸籍不備等全てのマイナス要因が加算され、児童の第1学年への入学を困難なものにしている。

続いて純就学率を見ると、1997年現在69.6%と、第8次開発計画の目標値90.0%には遠く及ばない結果となっている。この結果は、第1学年での純就学率が1997年で53.8%と低く、初等教育の入り口から未就学問題が深刻である結果を反映している。以上の結果から、ネパールの初等教育は深刻な未就学児童の問題を抱えている一方、初等教育年齢を越えて留年している多数の生徒（すなわち高い粗就学率）の存在という、2つの困難な問題に直面していることがわかる。

表8-5 小学校第1学年への就学状況

小学校入学状況	1991	1995	1997
(1) 小学校1年就学年齢到達者数に対して実際に入学してきた者（粗入学者）の割合	NA	NA	129.8
(2) 小学校1年就学年齢到達者の中で実際に入学してきた者（純入学者）の割合	NA	NA	53.8

出典 EFA, 2000

### (3) 初等教育（1-5学年）

次に表8-6により、ネパールの初等教育（1-5学年）の現状を見てみよう。初等教育就学率は、1991年から着実に上昇し、1997年には第8次5ヵ年計画の目標値121%を越え、122%に達している。しかし男女格差は大きく、女子では就学率は1997年現在103.8%と、男子の139.7%に比べ36ポイントも低い。

表8-2と表8-3で見たように、ネパールでは国家予算に占める教育費、中でも初等教育に配分される予算の割合は、年々増加していた。しかし、この予算配分の上昇程には就学率は好転していない。このパラドックスの最大の原因は、就学年齢児童数の急増にある。教育予算の拡大は、年々増大する就学者を吸収することで精一杯であったことが予想される。これに加え、遠隔地や山間地に人口が拡散しているため、教育投資効率が極めて低いことも、その他原因の一端を構成している。

次に表8-6の(3)から、ネパールにおいては国家予算の構成において、(a)対一人当たりGNP比において、また(b)一人当たりGNPそのものの両面から、初等教育が優先的な予算配分領域となっており、年々配分比率が上昇してきたことが理解される。この結果は、表8-2で見た教育予算全体の拡大傾向を反映したものであると同時に、その中でも初等教育が優先されてきたことを意味している。表8-6の(4)も同じ傾向を示しており、1997年には教育予算の半分以上(52.21%)が初等教育に費やされている。

表8-6 ネパール初等教育における就学率

初等教育指標		1991	1995	1997
(1) 粗就学率 (Grades 1-5 total)	合計	106	114	122
	男子	140.9	141.4	139.7
	女子	86.8	97.6	103.8
(2) 純就学率 (Grade 1-5 total)		NA	67.5	69.6
(3) 対初等教育公的支出: (a) 対 GNP % (b) 生徒一人当たり(一人当たり GNP 比として)	a)	0.8	1.3	1.4
	b)	5.1	7.9	8.8
(4) 対初等教育公的支出 (教育分野の全公的支出に対する割合として)		46.77	50.87	52.21
(5) 必要な教育資格を有する小学校教師の割合		93.9	95.8	96.4
(6) 教師一人当たり生徒数		39	39	38

出典: EFA、2000より。

最後に表8-6の(5)(6)から、初等教育の教員の質は維持されてきたが、教師一人当たりの生徒数は改善していないことが読取れる。というのは表中に示された、教師一人当たりの生徒数約40人という数字は、生徒数がまばらな僻地の学校が各地に多数存在する一方、超過蜜の都市部・平野部の学校も多く存在し、その平均がこの数字となって表現されていることを意味し、僻地及び都市部とも授業運営上の問題を抱えていることが示唆されているからである。ネパールのような国では、類似の東南アジアの国と比較して、教師一人当たりの生徒数が平均的には20人前後となっても不思議ではない。教師一人に対して生徒数が多すぎると言わざるを得ない。

#### (4) 教育の内部効率性 (Internal Efficiency)

先の粗就学率と純就学率の比較の中で、学校に行けない児童(未就学及び退学児童)や、多数の留年者の存在が指摘されたが、これらの問題はネパール教育における教育資源の浪費、すなわち内部効率性の低さを示唆している。表8-7は、ネパール教育省がEFAのレビュー・レポートの中で発表した、教育効率についての結果を示したものである。

表8-7の結果によると、第1学年入学者が進級できずに留年する割合は、1991年で41%と異常に高く、この割合は1997年においても41.7%と基本的に同じ高水準である。同様に、第5学年を見ると、留年率は1991年で18.0%、1995年で17.4%、1997年で21.3%と、近年僅かながら増加している。第5学年で小学校を卒業できず留年する割合が20%以上という数字は、あまりにも高すぎる損失を意味している。この教育効果の損失は、次の生存率(survival rate)の低さからも読取れる。すなわち、小学校入学者が第5学年まで退学せずに生存できた割合を見ると、1991年から一貫して低く、1997年で僅か44.4%である。同様に、第5学年までの教育の効率係数を見ると、1997年で40.5%でしかない。これらの結果は初等教育への近年の予算配分の増大から考えると、

大変な非効率の教育と投資の無駄を生んでいることを意味する。

表8-7 ネパール初等教育の内部効率

教育効率指標	1991	1995	1997
(1) 留年率(第1及び第5学年)	第1学年: 41 第5学年: 18.0	第1学年: 41.9 第5学年: 17.4	第1学年: 41.7 第5学年: 21.3
(2) 第5学年までの生存率 (Survival Rate)	43.6	45.3	44.4
(3) 第5学年までの効率係数 (Coefficient of efficiency to Grade 5)	41.1	42.1	40.5

出典: EFA, 2000より。

表8-8は教育の非効率を、留年率と中退率から見たものである。表の結果は、第3学年を除いてどの学年も中退率が10%以上と高く、特に1年生と5年生ではそれぞれ20.6%、15.6%と高いことを示している。また1年生の留年率は41.9%と異常に高い。ネパール教育省の説明によると、この高い留年率は、就学年齢以前の幼児が兄や姉と共に第1学年に入学してくるためだとされている。学校側では入学児童の年齢が確認できないため、全員を入学させてしまうという。先の表8-5で、小学校第1学年の粗入学率が129.8%と高いことが示されたが、この入学者中には就学年齢以前の者が多数含まれており、これが進級できずに留年し、ひいては退学していくことにつながっている。第1学年の進級率が37.6%と異常に低いことを考えると、この問題はネパールの教育効率を高める上で大きなネックとなっていることがわかる。また第5学年では、卒業試験に合格できず退学する者が急増する。しかし、表8-8は進級・留年・中退に関しては、ほとんど男女差がないことを示唆しており、この点は興味深い結果である。

表8-8に示された初等教育における高い留年率と中退率は、ネパールの特殊事情によるところが大であるという。UNDP (1998) の報告によると、それらは以下の8点にまとめられる。

表8-8 初等教育5年間の進級・留年・退学率 (1994年)

学年	進級率		留年率		中退率	
	合計	女子	合計	女子	合計	女子
1	37.6	37.0	41.9	40.5	20.6	22.5
2	70.1	71.1	18.9	19.1	11.0	9.8
3	77.3	77.8	17.0	15.8	5.7	6.3
4	73.2	75.4	16.9	16.9	9.9	7.7
5	67.0	66.8	17.4	16.8	15.6	16.5

出典: UNDP, 1998による。

## ネパール初等教育における留年・中退の発生理由 (UNDP,1998より)

---

- (1) 家事手伝いの労働。特に家庭内の雑事と農業の手伝いが子供を学校から遠ざけ、欠席・勉強不足で留年・中退となる。
  - (2) 学校運営スケジュールの不安定性。多くの学校が、開校日や時間数を厳密に管理しておらず、年間180日の開校日数や1日6時間の授業が守られていない。田舎の小学校では1日3時間の場合や、先生が来なかったり途中で帰宅してしまうため、授業が出来ることが多いという。
  - (3) 貧困原因。学校は原則無料であるが、実際にはいろいろ直接費用の負担が求められ、貧困家庭の児童はこれが払えず学校を続けられなくなる。
  - (4) 遠距離通学。山岳地帯や一部の丘陵地帯では、学校までの距離や通学困難が子供を学校から遠ざけている。
  - (5) 薄い教育の意義。教育や識字が、就業や生活の向上に対して持つ意義がほとんど理解されていない。これらの点に関し両親が無知であることに加え、農作業や肉體労働、農村部での生活においては、現実問題として教育の意義を理解するのがむずかしい。
  - (6) カースト、少数民族差別。先生、生徒、地域住民は少数民族や特定カーストに対して偏見があり、これが子供を学校生活から遠のけてしまう。
  - (7) 言語問題。学校での使用言語はネパール語であるが、これは人口の約半分にしか普及していないという。そのため他言語の生徒は授業について行けなくなる。
  - (8) 低年齢児童の入学。ネパール教育省も指摘していた通り、兄や姉が年下の弟妹を学校に連れてきて子守りをせざるを得なくなり、学校側もこのような幼児の入学を拒否できないでいるという。当然、年下の児童は進級できないし、兄・姉も勉学に支障をきたすことになる。
- 

### (5) 中等教育の現状

表8-9は中等教育への就学状況を示したものである。ネパール中等教育は、1995年段階では中学校に相当する前期3年(11-13歳)、高等学校に相当する中期2年(14-15歳)からなる。これに近年後期中等教育2年(16-17歳)が追加されている。表8-9によると1995年現在、全体で見た前期中等教育の粗就学率は47.9%、純就学率は25.9%である。EFAでは、基礎教育9年(6-15歳)の全員就学が詠われていたが、ネパールの現状はこれとは程遠いものがある。同様に、中期の中等教育(高校)においても、就学率はGrossとNetでそれぞれ31.6%、17.3%と低い。

次に、中等教育における男女の就学率の格差を見ると、表8-9から1995年現在で前期中等で

男子の粗就学率が58.9%、女子が36.2%と約20ポイントの男女格差があることがわかる。純就学率でも男女差は32.5%対18.9%と、10ポイント以上の差が存在している。同様な格差は、中期中等教育でも見られ、男女間には粗就学率で20ポイント、純就学率で10ポイント以上の差が出ている。先に見た通り、初等教育においてはこのような男女格差は存在していなかった。すなわち、ネパールでの就学率男女格差は、中等教育段階で顕著と成るということである。大雑把に言って、ネパールでは小学校卒業後、進学年齢に達した男子の3割強、女子の2割弱しか中学に進学していない（純就学率で見て）ことになり、中等教育の就学率は極めて低いと言わざるをえない。

表8-9 前期（11-13歳）及び中期（14-15歳）中等教育就学率（1995）

	就学年齢人口	就学者数	非就学者数	粗就学率	純就学率
男子 前期：	783,591	461,310	528,583	58.9	32.5
中期：	472,109	189,976	366,769	40.2	22.3
女子 前期：	731,429	264,990	593,447	36.2	18.9
中期：	447,437	100,167	393,587	22.4	12.0
合計 前期：	1,515,019	726,300	122,030	47.9	25.9
中期：	919,456	90,143	760,356	31.6	17.3

注：UNDP, 1998により作成。

表8-10は前期中等教育での進級率・留年率・中退率を示したものである。この結果によると、中等教育段階での内部効率性はやや改善され、中退は10%以下となっている。しかし留年率を見ると、第6、7学年では相対的に低い、第9学年では18.9%と高くなる。これは次の10学年への進学のための試験に合格できず、留年するケースが多くなるためである。留年・退学率では、男女の格差はほとんど見出されていない。

以上の結果は、ネパールでは中等教育への進学はNetで約25%、Grossで約50%とまだまだ低く、また進学率には男女格差もある（女子は男子のほぼ半分）が、一旦進学すると内部効率は相対的に良好で、この点では男女格差もなくなることを示している。

表8-10 前期中等教育3年間の進級・留年・退学率（1994年）

学年	進級率		留年率		中退率	
	合計	女子	合計	女子	合計	女子
6	79.4	81.2	13.2	13.2	7.4	5.6
7	81.1	80.0	11.1	11.0	7.8	8.9
8	71.2	72.3	18.9	17.9	11.9	9.8

出典：UNDP,1998による。

### (6) 識字率の向上

第8次開発5カ年計画では、EFAの呼びかけに応じて、識字率の大幅向上が目的とされていた。表8-11は、1991年から1997年にかけての識字率の変化を示したものである。この表によると、後期青年期（15-24歳）人口の識字率は、上記の期間中49.6%から67.4%へと大幅に改善している。それでもこの年代層で、未だに約33%という高い非識字人口が存在していることになる。その原因としては先に見たように、初等教育への未就学児童が多数存在すること、及び初等教育からのドロップアウト（中退）が高い割合で生じていることに求められる。これらの欠陥を補うのが、識字教育や各種ノンフォーマル教育の役割であるが、このような努力にも拘わらず非識字人口は、青年期の内から高い割合で発生し続けているのである。

表8-11 識字率の向上（1991-1997）

識字率	1991	1997	
(1) 識字率（15-24才人口）	49.6	67.4	
(2) 識字率（15才以上人口）	33.0	44.8	
(3) 識字率男女格差指標（男子に対する女子の識字率比）	15-24才人口	0.48	0.67
	15才以上人口	0.35	0.44

出典：EFA, 2000より。

更に、15歳以上の成人層の識字率となると、その割合は1991年から1997年の間に、33.0%から44.8%へと、約10ポイント程度の向上に留まっている。この層の識字率の向上は、各種のノンフォーマル教育の実施を待つ以外にない。ネパール教育省やUNDPの説明によると、多くのNGOや外国援助機関がネパールの識字教育を支援しており、その貢献は極めて大きいとしている。しかし、成年人口の半分以上（約55%）が文盲であるという現実、ネパールの開発の前



途を暗澹たるものになっている。

とりわけ、識字率の男女格差は顕著である。表8-11によると、1991年に女子青年（15・24歳人口）は、男子青年の識字率に対しその48%にしか達していなかった。この状態は1997年には大幅に向上したが、それでも男子識字率（約80%）の67%（すなわち約53%）に留まっている。更に成人一般（15歳以上人口）となると、女子は1991年で男子識字率の35%、1997年で男子の識字率62%に対し、その44%（すなわち27%）でしかない。

まとめとして、ネパールの成人層の識字率は1997年で全体で44.8%と低いが、特に女性のそれは低く、男子識字率（62%）の44%程度（27%）でしかない。この男女の識字格差は農村部では更に拡大することが予想され、農村女子の識字率向上が大きな問題となっていることが理解される。

表8-12は上記で問題とされた、識字率の地域間格差について更に詳しく見たものである。この結果によると、1991年から1997年の間、第8次開発計画の成果として識字率の上で大幅な向上が達成されている。特に、青年層（15・24歳）で49.6%から67.4%へと増加が著しい。しかし、成人一般（15歳以上）となると識字率は依然として低く、特に中西部及び極西部(Far West)において、1997年でもそれぞれ26.8%、35.1%と極めて低い。逆に、相対的に高い地域は西部（55.7%）と東部（44.6%）である。これらの違いは、地理的条件に関係しており、都市部や首都カトマンズ周辺では高く、山岳部（極・中西部）及びタライ地区では低い結果となっている。タライ地区は平野部であるが、山岳・丘陵地帯からの農民人口の流入が急激で、これが成人識字率を引き下げている。

次に、表8-13により識字率の男女格差を見ると、1996年段階で6歳以上人口の識字率は、男子ではネパール全土どこでもほぼ50%に近づきつつある。特に西部地区では、58.24%と高い。ところがこれと対照的に、女子の識字率はどの地域をとっても、男子のそれと比べて約25・30%程度低いことが読取れる。特に中西部と極西部地区では、6歳以上女子の識字率はそれぞれ17.60%、14.85%と極めて低く、男子との差も30%以上ある。これらの数値は、両地区では成人女子はほとんど全員が文盲に近いことを意味し、深刻な問題状況を暗示している。

まとめとして、表8-13のUNDP発表の数字は、1996年現在で6歳以上人口を対象とした識字率であるのに対し、表8-12のネパール教育省の報告は、最新の1997年現在、15歳以上の成人人口を対象としたものである。そのため、後者の数値は高く現れている。それにしても、中西部及び極西部の女性の識字率の低さは、同地区の開発問題を考える上で重大なマイナス要因となる。

表8-12 地域別・年齢グループ別に見た識字率比較 (1991-1997)

年齢グループ	15歳以上人口		15-24歳人口	
	1991	1997	1991	1997
ネパール全国	33.0	44.8	49.6	67.4
東部地区	37.6	44.6	55.7	68.4
中央地区	32.8	39.1	48.8	60.7
西部地区	34.9	55.7	56.8	82.8
中西部地区	25.8	26.8	38.3	53.0
極西部地区	26.5	35.1	38.1	52.9
山岳地帯	27.2	38.0	42.2	61.6
丘陵地帯	32.0	49.1	50.3	74.5
タライ地帯	30.8	36.6	45.8	55.2
カトマンズ渓谷	60.6	NA	75.9	NA
都市部	NA	68.2	NA	84.8
農村部	NA	43.5	NA	66.5

出典：EFA, 2000より

表8-13 ネパール国内地域別・男女別に見た  
識字率 (6歳以上人口, 1996)

	男子	女子	全体
東部地区	54.20	29.57	41.80
中央地区	50.19	20.75	35.21
西部地区	58.24	32.82	44.47
中西部地区	46.94	17.60	31.89
極西部地区	48.98	14.85	31.31
山岳地帯	43.44	13.42	27.73
丘陵地帯	61.75	31.00	45.51
タライ地帯	45.44	19.92	32.61

出典：UNDP, 1998より。

(7) 児童の学力：地域別・男女別格差

第8次開発計画では、児童の学習能力向上も重要な達成目標の一つとなっていた。表8-14は地域別に見た、初等教育最終段階の第5学年児童の学業成績（1999年）である。これによると、地域ごとの学力差はほとんどないと言える。強いて言えば、西部地区が若干高く極西部が相対的に低い程度である。しかし、科目間の平均点には極端な違いがある。特に算数は、全国平均で100点満点中27.25と極めて低い。社会も41.79と国語より約10ポイント下回っている。この科目間格差は、基礎学習能力指標においては一層顕著となっている。ネパールの子供は算数に極端に弱いのである。

表8-14によると、カトマンズ渓谷及び同様な渓谷地帯では、生徒の学業が良好となっている。これは学校建物、教員、教材、家庭の教育力等全ての教育資源が、渓谷に集中しているためである。しかし、この相対的に恵まれた地域でさえ、算数の平均点は低く、算数の先生の質やカリキュラム、教科書、教授法等に大きな問題があることが予想される。

表8-14 地域別に見た第5学年児童の学業成績（1999）  
平均点と基礎学習能力(33点以上を獲得した生徒の割合)

地域	平均点			基礎学習能力(33点以上を獲得した生徒の割合)		
	国語 Nepali	算数	社会	国語 Nepali	算数	社会
全国	51.46	27.25	41.79	90.00	36.40	78.10
東部地区	51.32	31.40	42.17	86.70	45.90	77.20
中央地区	51.91	30.09	41.72	84.10	43.00	71.80
西部地区	52.89	24.26	43.68	95.10	29.60	85.70
中西部地区	50.78	21.25	38.87	94.60	22.70	75.30
極西部地区	49.71	26.77	39.04	92.50	36.50	79.20
山岳地帯	53.76	27.66	42.29	93.90	38.10	81.40
丘陵地帯	52.95	24.91	44.22	95.40	30.50	84.60
タライ地帯	46.91	28.49	36.87	80.50	40.00	66.30
渓谷地帯	62.74	36.29	51.17	98.30	55.40	93.10
都市部	53.29	27.08	43.58	91.80	36.50	83.40
農村部	50.91	27.30	41.25	89.40	36.40	76.50
カトマンズ渓谷	68.60	42.12	50.41	99.60	73.00	96.30

出典：EFA, 2000より

次に問題となるのは、男女の学力差である。表8-15の結果によると、第5学年女子の成績や基礎学習能力は、算数で若干劣るものの、全国平均とほぼ同一である。すなわち、男女間で学力差はほとんど存在していないと考えてよい。言い換えれば、学校に通える限り、学力面では女子は男子と同等であり、この点を考慮すると、女子の就学率の向上（特に農村部で）の重要性がより強く理解されてこよう。

まとめとして、児童の学力には地域別・男女別で大きな格差は見出されていない（渓谷地帯が相対的に恵まれていることは明らかであるが）。しかし学力は一般的に低く、国語でさえ50点前後である。これは国語であるネパール語が、人口の約半分で話されていない現実を反映したものかもしれない。それ以上に、ネパール児童の算数能力の欠如には、国家レベルの人的資源開発の見地から、重大な警鐘が発せられる必要があるだろう。

表8-15 第5学年女子の学業成績（全国平均に対し）

科目	平均点	基礎学習能力 (33点以上を獲得した生徒の割合)
国語(Nepali)	51.46	90.00
	女子: 52.12	91.10
算数	27.25	36.40
	女子: 24.64	29.00
社会	41.79	78.10
	女子: 41.26	78.50

出典：EFA、2000より。

## 2. ジャナカプール農業プロジェクト実施地区での住民（農民と子ども） の教育実態：プロジェクト非実施地区<sup>1</sup>との比較を通じて

ジャナカプール農業開発プロジェクト(JADP)は、プロジェクト技術協力方式によるネパール、ジャナカプール地域を対象とした地域農業開発計画であり、1974年11月から1979年11月までの5年間（第1期）の協力として始まった。その後1979年11月から1982年11月までの3年間の第2次開発協力、及び1982年から1984年までの2年間の第3次開発協力と、通算10年間に及ぶ長期の農業開発協力プロジェクトに発展した。この間プロジェクト事業として、IAP（総合灌漑・農業プログラム）事業、IMP（モデルインフラ整備）事業、STWP（浅井戸プログラム）事業など、主として農業基盤整備協力が展開された。加えてサブ・プロジェクトとして、小計画1：ハルディナート農場整備、小計画2：ジャナカプール県タライ地域における普及活動、小計画3：ラブティモデル農場整備、小計画4：ジャナカプール県山間部における普及活動等が実施された。また、人材育成や研修事業として、普及員養成のための中堅職員養成訓練、若手職員養成訓練、農民訓練、訓練施設の建設及び教材の開発も行われた。しかし、プロジェクトの中心はジャナカプール地区の農業基盤整備、具体的には灌漑施設・アクセス道路建設、農業技術センターとしての農場の整備と普及活動が中心であり、農民の教育や女性の地位の向上といった社会開発の目標は、プロジェクトの中では明確な位置付けが与えられていなかった。このことから、ジャナカプール・プロジェクトの教育・ジェンダー分野への影響力は、間接的なものに留まることが予想される。

### (1) ジャナカプール農業プロジェクトが農民の教育歴に与えた影響

表8-16は、ジャナカプール農業プロジェクト実施地区での農民夫婦の教育歴を、同地区のプロジェクト非実施地区（比較サンプル）との対比で示したものである。この比較の意図は、本プロジェクト実施が同地区の農民夫婦の教育歴に、非実施地区と比べ、果たして有意な影響を持ったかどうかを判定することにある。判定は統計的検定に委ね、実施地区と非実施地区の差が自由度1のカイ（Chi）2乗値3.84以上となった場合に危険率5%（ $p<.05$ ）水準で、また6.63以上と成った場合は1%（ $p<.01$ ）水準で、統計的有意差を認める判定規準とした。なお、以下の同様な比較においても、上記の判定規準を用いることとする。

表8-16の結果によると、ジャナカプール農業プロジェクト実施地区で調査の対対象となった78所帯の農民の過去の教育歴は、プロジェクトが実施されなかった地区の農民と比べ、教育歴の上で一貫した有意な差を示していないことが解る。但し、夫の「自己学習」経験では有意差が認められ、実施地区の夫の自己学習経験（33%）は非実施地区（12%）と比べ、有意に高

<sup>1</sup> 非実施地区とは第IV章2節においての「コントロール地区」と同じ

い割合となっていることが見出された。「通信教育」でも実施地区で40%、非実施地区で37%と違いが見られたが、統計的に有意な差とはなっていない。逆に「識字教室」経験は、非実施地区の方が妻では有意に高く（それでも20%）、夫でも僅かながら非実施地区が高く（13%）なっている。

次に表8-16の結果は、教育歴の上で夫と妻の間には大きな違いがあることを示している。しかし夫と言えども、全体として30%が「通信教育」を経験しただけで、他の分野の教育経験は惨憺たるものである。その夫に対してすら、妻の教育経験は更に貧弱で、識字教室を除けば教育は皆無に等しい。以上の結果は、結論としてはジャナカプール農業プロジェクトは、農民の教育経歴を、一貫して向上させるまでの効果は生んでいなかったということになる。しかし、「自己学習」では有意な効果、「通信教室」では傾向差が見出されており、教育面でも何らかの影響が存在したことは確かといえよう。より強い一貫した効果が生まれなかった理由として、以下の2点が考えられる。

(1) プロジェクト自体が教育や女性の地位向上に関するサブ・プロジェクトを有していなかったため、これらの面に対するプロジェクト効果は、間接的なものに留まっていると考えられること。

(2) プロジェクトを実施した地区が実施当時、相対的に貧困度・教育程度でベースラインが低く、このためプロジェクト実施の教育効果は大いにあったものの、他の地区を追い越すまでには至らなかったことが考えられる。この点については、ベースライン調査結果との比較ができないため、可能性の指摘にとどまる。

表8-16 ジャナカプール農業プロジェクト実施地区の農民夫婦の教育歴：  
非実施地区との比較（括弧内は%）

教育歴	夫 (n=78)			妻 (n=78)			
	Yes	No	計	Yes	No	計	
通信教育	計	30(38)	48(62)	78(100)	8(10)	70(88)	78(100)
	実施	14(40)	21(60)	35(100)	4(11)	31(89)	35(100)
	非実施	16(37)	27(63)	43(100)	4(9)	39(91)	43(100)
	Chi 2乗値	.06			.05		
識字教室	計	8(10)	69(90)	77(100)	9(12)	68(88)	77(100)
	実施	2(6)	32(94)	34(100)	0	34(100)	34(100)
	非実施	6(13)	37(87)	43(100)	9(16)	36(84)	43(100)
	Chi 2乗値	.06			5.79 (p < .05)		
セミナー 等参加	計	10(13)	68(87)	78(100)	2(3)	74(94)	76(100)
	実施	5(14)	30(86)	35(100)	0	34(100)	34(100)
	非実施	5(12)	38(88)	43(100)	2(5)	40(95)	42(100)
	Chi 2乗値	.12			.32		
自己学習	計	16(21)	60(79)	76(100)	4(5)	72(95)	76(100)
	実施	11(33)	22(67)	33(100)	2(6)	32(94)	34(100)
	非実施	5(12)	38(88)	43(100)	2(5)	40(95)	42(100)
	Chi 2乗値	5.29 (p < .05)			.09		

まとめとして、第1にジャナカプール農業プロジェクトは、教育面での効果は限られたものとなったが、農民の教育向上を直接の目標としなかったにもかかわらず、本プロジェクトがこの面で一定の影響を持ったことを表8-16の結果は示している。ということは、より一貫した効果を生むためには、プロジェクトの中に教育・ジェンダー面での目標を、明確な形で位置付けることが必要であることを示唆している。

第2点として、本プロジェクトは男女の教育格差を縮めることに対しては、まったく何の効果も及ぼしていないということである。この点も、プロジェクトの中で「男女格差是正」、ないし「農民の妻の地位向上」という明確な目標設定がなされない限り、前節で検討したようなネパールでの強固な男女格差の現状に照らして考えると、農業プロジェクト実施を通じ、意味ある男女格差是正効果を期待することは困難と言わざるを得ない。

## (2) ジャナカプール農業プロジェクトが農民の能力・知識水準に与えた影響

表8-17は、ジャナカプール農業プロジェクト実施地区農民の現在の能力や知識の水準を、非実施地区のそれと比較検討した結果である。ここに示された結果も基本的には表8-17と同様、プロジェクト実施の明確な教育効果を物語るものとはなっていない。表8-17の結果は以下の5点に要約できる。

1) 「セミナーや勉強会に参画できる」という能力面では、プロジェクト実施地区の夫で26%と相対的に高く、非実施地区での2%に比べ有意差が検出された。しかし妻の場合は、実施地区でも非実施地区でも、この能力の保有は極めて貧弱である。

2) 「刊行物を読める者の割合は、夫の場合プロジェクト実施地区で31%、非実施地区で28%と実施地区で僅かに高いが、統計的に有意な結果とはなっていない。妻の場合も傾向としては同様であるが、男女格差は濃厚で全体として夫29%に対して妻は4%でしかない。つまり、ジャナカプール地区全体では、実施地区・非実施地区を問わず、妻たちはほとんど全員が文盲であり、先の表8-11, 12, 13で示した様な、ネパール全土での成人女性の極度に低い識字率の実態を裏書する結果となっている。加えて農村部に限って言えば、文盲の現実は更に深刻であることを物語っている。

3) 上記と同様な傾向は「政府役人の話が解る」、「書類に書き込んだり文章が書ける」、「他の農民を教え指導できる」という能力面でも見出されているが、有意な差とはなっていない。特に妻では、実施と非実施地区でもまったく差はなく、両者とも極めて低い割合となっている。

4) 「集会で意見が言える」及び「技術的内容を理解し他人に説明できる」という能力では、有意ではないが逆に非実施地区の割合が高くなっている。妻も同じ傾向である。

5) 全体として夫と妻の知識・能力格差は大きく、妻は文盲者の特徴として、識字能力の欠如に加え社会的コミュニケーション能力も極度に低い。

以上のまとめとして、ジャナカプール農業プロジェクトは、実施地区農民の能力・知識面のレベルアップに一定の貢献を行ってきたと見なすことができるが、インパクトは弱く一貫性を欠くものとなっている。特に、読み書き面では実施地区農民の能力は相対的に高いが、「他人に説明」したり、集会で「意見を言う」という、パブリックな場面でのコミュニケーション能力については、プロジェクト効果は逆の結果すら生んでいる（しかし有意差はない）。このような結果は、先の教育歴での結果と同様、(1) プロジェクトの中に教育や女性の能力向上に関するサブ・プロジェクトが存在していなかったこと、及び(2) 元々実施地区では、能力面でのベースラインが低かったかもしれないことが予想される。



表8-17 ジャナカプール農業プロジェクト実施地区の農民夫婦の現在の  
能力・知識水準: 非実施地区との比較 (括弧内は%)

能力・知識水準	夫 (n=78)			妻 (n=78)			
	Yes	No	計	Yes	No	計	
(1) 刊行物を読める	計	23(29)	55(70)	78(100)	3(4)	75(96)	78(100)
	実施	11(31)	24(69)	35(100)	2(6)	33(94)	36(100)
	非実施	12(28)	31(72)	43(100)	1(2)	42(98)	43(100)
	Chi2乗値	.12				.02	
(2) 集会で意見が 言える	計	22(29)	55(70)	77(100)	1(1)	77(99)	78(100)
	実施	7(21)	27(79)	34(100)	0	35(100)	35(100)
	非実施	15(35)	28(65)	43(100)	1(2)	42(98)	43(100)
	Chi2乗値	1.90				.01	
(3) 政府役人の 話が解る	計	27(35)	51(65)	78(100)	7(9)	71(91)	78(100)
	実施	14(40)	21(60)	35(100)	3(9)	32(91)	35(100)
	非実施	15(33)	30(67)	45(100)	4(9)	39(11)	43(100)
	Chi2乗値	.40				.08	
(4) 技術的指導内容 を理解し他人に 説明できる	計	15(19)	61(78)	76(100)	5(6)	71(91)	76(100)
	実施	4(12)	30(88)	34(100)	1(3)	33(97)	34(100)
	非実施	11(26)	31(74)	42(100)	4(10)	38(90)	42(100)
	Chi2乗値	1.64				.47	
(5) セミナーや勉強 会に参画できる	計	10(13)	68(87)	78(100)	1(1)	77(99)	78(100)
	実施	9(26)	26(74)	35(100)	1(3)	34(97)	35(100)
	非実施	1(2)	42(98)	43(100)	0	43(100)	43(100)
	Chi2乗値	7.47 (p < .01)				.01	
(6) 書類に書き込ん だり文章が書 ける	計	21(27)	57(73)	78(100)	7(10)	71(90)	78(100)
	実施	10(29)	24(71)	34(100)	4(12)	31(88)	35(100)
	非実施	11(25)	33(75)	44(100)	3(7)	40(93)	43(100)
	Chi2乗値	.04				.09	
(7) 他の農民を教え たり指導できる	計	14(18)	64(82)	78(100)	1(1)	77(99)	78(100)
	実施	10(29)	25(71)	35(100)	0	35(100)	35(100)
	非実施	4(9)	39(91)	43(100)	1(2)	42(98)	43(100)
	Chi2乗値	3.23				.02	

### (3) ジャナカプール農業プロジェクトが子どもの教育環境に与えた影響

表8-18の結果に基づき、ジャナカプール農業プロジェクト実施地域の子どもたちの教育環境が、非実施地区と比べどの程度良好なものとなっているかを検討してみよう。期待される効果としては、農業プロジェクト実施の結果として、実施地区では所帯収入や教育水準が高まり、これらの作用から子どもの教育環境も改善されているというものである。しかし表8-18の結果は、このような期待された教育環境への効果は、一貫した強い形では生じていないことを示している。

まず、(1)「教科書」は回答所帯のほぼ9割で所有されており、この点で実施地区と非実施地区の違いはない。続いて、(2)「中退」(dropout)の割合を見ると、この点でも男女及び実施・非実施グループ間で有意な差は見出されていない。回答所帯のほぼ9割で児童を学校に通わせている。すなわち、同地区でのドロップアウト率は1割弱で、初等教育の全国平均中退率(表8-8参照)とほぼ同一水準であるといえる。(3)通学時間は全員が1時間以内となっており、各村々に学校が設立されている様子が見取れる。最後に、(4)子どもへの労働負荷の程度を見ると、実施地区の子どもは非実施地区と比べ、「焚き木とり」と「畑仕事」で、有意に労働負荷が低く(5%水準で有意)、恵まれた環境に置かれていることが見出された。同様な傾向は、「弟妹の世話」、「水汲み」、「畑仕事」と全ての労働分野で生じている。加えて、これら労働に従事する割合には、子どもの性別による一貫した違いは見出されていない。

以上の結果は、農業プロジェクトが子どもの教育環境の改善、特に児童労働負荷からの開放面で、一定の効果を生んでいることを示唆するものと言える。しかし、プロジェクト実施地区が、始めから表に示したような児童労働を必要としない地区であった可能性もある。この点は、やはりベースライン・データが不在のため、正確には判定できないが、比較地区(非実施地区)のサンプリングにおいては、できる限り等質な地域が選ばれているので、この点の危惧は少ないと考えてよいであろう。

### (4) ジャナカプール農業プロジェクトの教育分野への影響の総合的評価

以上の統計的分析の結果として、ジャナカプール農業プロジェクトは、限られた範囲ではあるが一定の教育分野に対する効果を有していたと結論できる。特に、夫に対し「自己学習」を奨励し、「セミナーや勉強会に参画でき」「他の農民を教えたり指導できる」能力の向上に有意に貢献した。これに加え、いくつかの項目で、プロジェクトが与えた教育効果が傾向差として見出されたが、必ずしも一貫した、強固なものではなかった。一方このプロジェクトは、農夫の妻に対しては、何らの教育効果も生み出すことはできなかった。

以上の結果は、本プロジェクトが下位目標として、教育や女性の地位向上に対する明確なゴールを設定していなかったことに起因するものと考えられる。にもかかわらず教育分野で一定の

効果が生じた理由として、以下の2点が考えられる。

- (1) 農業プロジェクトが巡回指導、普及活動及び普及員の養成、印刷物や指導媒体の配布等を通じ、間接的ではあるが農民に学習機会を提供したこと。
- (2) 農業プロジェクトが農民所帯に所得向上をもたらし、その結果とし夫のみではあるが、教育を受ける経済的余裕が生じたことが推測される。両者はいずれも間接的なものであるが、前者は「機会効果」であり、後者は「経済効果」とよぶことができる。

表8-18 ジャナカプール農業プロジェクト実施地区の子どもの教育環境：  
非実施地区との比較（括弧内は%）

		Yes	No	計	Chi 2乗値		
(1) 教科書持っている	計	50(93)	4(7)	54(100)	.57		
	実施	21(88)	3(12)	24(100)			
	非実施	29(97)	1(3)	30(100)			
(2) 中退したか	計	8(9)	80(91)	88(100)			
	男子	5(12)	38(88)	43(100)	.19		
	女子	3(7)	42(93)	45(100)			
	実施	5(11)	42(89)	47(100)	.03		
	非実施	3(7)	38(93)	41(100)			
(3) 通学時間	小学校 :	全員1時間以内					
	中学校 :	全員1時間以内					
(4) 家庭内での子どもの労働					実施・非実施間のChi2乗値		
	労働分野	男子	女子	計	実施	非実施	
	弟妹の世話	28(43)	37(57)	65(100)	29(45)	36(55)	.75
	焚き木とり	17(57)	20(43)	37(100)	9(24)	28(36)	9.76 (p<.01)
	水汲み	20(36)	35(64)	55(100)	21(26)	34(74)	3.07
	畑仕事	12(52)	11(48)	23(100)	6(26)	17(74)	5.26 (p<.05)
	その他	12(54)	10(64)	22(100)	11(50)	11(50)	0

農業プロジェクトといえども、教育・女性の地位向上を直接目的としたサブ・プロジェクト

目標を掲げる必要があることは言うまでもないが、今回のジャナカプールの調査で明らかとなったような、機会効果や経済効果を通じた教育・女性の地位向上の効果も、プロジェクト活動の中に豊富に織り込む必要がある。特に、ジャナカプールの農業プロジェクト実施地区では、非実施地区に比べ子どもの教育環境が相対的に良好である、という間接効果が見出された。このような効果は、プロジェクトそのものには何ら期待されていなかったもので、間接的に生じた結果であるといえる。注目すべき点は、本プロジェクトが夫や妻の教育歴や能力・知識の向上では、さして大きな効果を生まなかったにもかかわらず、子どもの教育環境という点では明らかにポジティブな影響を生み出しているということである。これは農業プロジェクトが、農民自身ではなく、子どもの教育に対する夫婦の考え方に何らかの変化を与え、これが子どもの教育環境の向上につながった可能性を示唆している。農業プロジェクトが農民家族に与える影響は、直接・間接両面で総合的なものとなることを考えれば、子どもの教育環境改善という間接効果が生じたとしても、それは「あって当たり前の結果」と見ることもできる。

### 3. 村落振興・森林保全プロジェクト実施地区住民（農民夫婦と子ども）

#### の教育実態：プロジェクト非実施地区との比較を通じて

本協力事業は、「ネパール王国村落振興・森林保全計画：緑の推進協力プロジェクト」として、1994年から1999年の5年間、同国カシキ郡とバルバット郡において展開された。協力の内容は、ネパール中山間部の村落資源の開発と保全を通じ、自然環境の向上を図ることに置かれていた。具体的活動として、森林保全（植林）と流域保全（崩壊地修復、護岸工事）を中心に、村落振興事業として女性の参画の下に、収入向上活動（山羊・アヒル飼育、ジャガイモ・生姜栽培等）、識字教室、生活向上活動（改良かまど、裁縫教室等）が展開された。このプロジェクトでは村落振興のため、女性の積極的な参加を求める様々な企画が試みられている。しかし本調査の結果は、プロジェクトの実施が農民夫婦の教育分野での活動や能力・知識の向上に、一貫した有意な影響を与えていないことを示している。

#### (I) 村落振興・森林保全プロジェクト実施が地区農民の教育歴に与えた影響

表8・19は森林保全プロジェクト実施地区農民の教育歴を、プロジェクト実施対象外（非実施）地区と比較し検討した結果である。ジャナカプール農業プロジェクトでの評価方法と同様に、ここでも実施地区での農民の教育歴が、非実施地区と比べて高まっているかどうかの判定を通じて、森林保全プロジェクトの教育分野に対する効果を評価することとした。判定の規準も前回と同様の統計的検定のルールに従い、カイ（Chi）2乗値3.84以上を危険率5%水準で、6.63以上を1%水準で、有意差を認める規準とした。

表8・19の結果によると、森林保全プロジェクトは、農民（夫）の「通信教育」の経験をはじめ、「識字教室」への参加、「セミナー等への参加」「自己学習」のいずれにおいても、何ら

有意な効果を与えなかったことを示している。逆に、セミナー参加や自己学習では、非実施地区での割合の方が高くなっており、予想と反する結果である。同様な結果は妻の分析からも見出されており、森林プロジェクトは農民夫婦の教育歴の向上には、何ら一貫した効果をもたらさなかったと判定できる。

表8-19 森林保全プロジェクト実施地区農民夫婦の教育歴：  
非実施地区との比較（括弧内は%）

教育歴		夫 (n=56)			妻 (n=56)		
		Yes	No	計	Yes	No	計
通信教育	計	3(5)	53(55)	56(100)	0	56(100)	56(100)
	実施	2(5)	36(95)	38(100)	0	38(100)	38(100)
	非実施	1(6)	17(94)	18(100)	0	18(100)	18(100)
	Chi 2乗値	.35			0		
識字教室	計	7(13)	49(87)	56(100)	18(32)	48(68)	56(100)
	実施	5(13)	33(87)	38(100)	11(29)	27(71)	38(100)
	非実施	2(11)	16(89)	18(100)	7(39)	11(61)	18(100)
	Chi 2乗値	.05			.55		
セミナー 等参加	計	12(27)	44(73)	56(100)	6(11)	50(89)	56(100)
	実施	7(18)	31(82)	38(100)	5(13)	33(87)	38(100)
	非実施	5(28)	13(72)	18(100)	1(6)	17(94)	18(100)
	Chi 2乗値	.64			.16		
自己学習	計	22(39)	34(61)	56(100)	8(14)	48(86)	56(100)
	実施	13(34)	25(66)	38(100)	3(8)	35(92)	38(100)
	非実施	9(50)	9(50)	18(100)	5(28)	13(72)	18(100)
	Chi 2乗値	1.28			2.49		

## (2) 森林保全プロジェクト実施地区農民夫婦の現在の能力・知識の水準

次に、森林保全プロジェクト実施地区農民夫婦の現在の能力・知識水準をプロジェクト非実施地区と比較し、プロジェクトの効果を検討してみよう。表8-20によると、この面でもプロジェクトは一貫した効果を生んでいないことがわかる。例えば夫の場合、「刊行物が読める」、「集会で意見が言える」、「他の農民を教えたり指導できる」という能力面では、実施グループが非実施グループを上回っているが、その差は統計的に有意とはなっていない。逆に、「政府役

人の話が解る」「技術的指導内容を理解し他人に説明できる」などでは、非実施グループの割合が高くなっている。

上記のような一貫しない結果は、妻の場合も同様である。また、ジャナカプール調査の結果と同様、能力・知識面での夫と妻の格差には相当なものがある。例えば、表8・20の「刊行物を読める」という識字能力の場合、夫の61%に対し妻は18%と低い割合の回答となっている。このような夫・妻間の能力格差は、表8・20の全ての項目で見出されている。というよりも表8・20の結果は、妻はほとんどの面でまったく無能力、と言っても差し支えない様相を呈示している。残念ながら森林保全プロジェクトは、以上のような妻の能力状況の改善には、何ら貢献していないと言える。

このような結果は、サブ・プロジェクトの実施にもかかわらず、実際には女性の参加が得られにくかったことに一因があろう。レポートによれば、同地区の女性は家事労働・農作業で忙しく、女性グループへの参加には時間が割けなのが現実であると報告している。また、女性は教育を受けていないため、男性や他の女性とのコミュニケーションが困難であるとされている。特に職業カーストの人々は、男女を問わず参加が困難である。このような事情から、女性は依然として消極的であり、結果としてプロジェクト実施地区でも、女性の労働時間配分のパターンには、目立った変化は起きていないと報告されている。

まとめとして、プロジェクトの実施においては、現実に女性の労働・時間配分のパターンに変化を起こさせるような積極的な係りが考えられる必要であること、及び女性の役割に対する男性の意識を改革し、女性は家の中の仕事だけをし、男性が事業に参加すればよいと言う考え方を変化させる必要がある。このような具体策がないため、本プロジェクトでは一部のリーダー格の女性だけがプロジェクトに積極的に参加し、他の多数の女性は十分な参加の機会が持てなかった可能性が考えられる。しかし他の女性たちでも、積極的な参加が有れば教育効果もそれだけ向上することが予想される。

表8・20 森林保全プロジェクト実施地区農民夫婦の現在の能力・知識水準：  
非実施地区との比較（括弧内は%）

能力・知識水準	夫 (n=56)			妻(n=56)			
	Yes	No	計	Yes	No	計	
(1) 刊行物を読める	計	34(61)	22(39)	56(100)	10(18)	46(82)	56(100)
	実施	25(66)	13(34)	38(100)	6(16)	32(84)	38(100)
	非実施	9(50)	9(50)	18(100)	4(22)	14(78)	18(100)
	Chi 2乗値	.05			.10		
(2) 集会で意見が 言える	計	32(57)	24(43)	56(100)	6(11)	50(89)	56(100)
	実施	24(63)	14(37)	38(100)	4(11)	34(89)	38(100)
	非実施	8(44)	10(56)	18(100)	2(11)	16(89)	18(100)
	Chi 2乗値	.21			0		
3) 政府役人の 話が解る	計	18(32)	38(68)	56(100)	1(2)	55(98)	56(100)
	実施	12(29)	27(71)	38(100)	1(3)	37(97)	38(100)
	非実施	6(39)	11(61)	18(100)	0	18(100)	18(100)
	Chi 2乗値	.11			.15		
(4) 技術的指導内容 を理解し他人に 説明できる	計	17(30)	39(70)	56(100)	2(4)	54(96)	56(100)
	実施	11(29)	27(31)	38(100)	1(3)	37(97)	38(100)
	非実施	6(33)	12(67)	18(100)	1(6)	17(94)	18(100)
	Chi 2乗値	.11			.05		
(5) セミナーや勉強 会に参画できる	計	10(29)	46(71)	56(100)	1(2)	55(98)	56(100)
	実施	5(16)	33(84)	38(100)	1(3)	37(97)	38(100)
	非実施	5(28)	13(72)	18(100)	0	18(100)	18(100)
	Chi 2乗値	.12			.15		
(6) 書類に書き込ん だり文章が書 ける	計	27(48)	29(52)	56(100)	1(2)	55(98)	56(100)
	実施	20(53)	18(47)	38(100)	1(3)	37(97)	38(100)
	非実施	7(39)	11(61)	18(100)	0	18(100)	18(100)
	Chi 2乗値	.92			.16		
(7) 他の農民を教 えたり指導で きる	計	15(27)	41(73)	56(100)	0	56(100)	56(100)
	実施	11(29)	27(71)	38(100)	0	38(100)	38(100)
	非実施	4(22)	14(78)	18(100)	0	18(100)	18(100)
	Chi 2乗値	.32			0		

(3) 森林保全プロジェクト実施地区の子どもの教育環境

表8-21は、森林保全プロジェクト実施地区農民所帯の子どもの教育環境を、非実施地区との比較で検討した結果である。この結果によると、同地区ではプロジェクトの実施・非実施に関係なく、子どもは全員教科書を有し、中退率も1割程度と低い。また全員が、1時間以内の通学圏内に、小学校・中学校をもっている。

子どもに対する労働負荷の違いを見ると、全ての項目で実施地区の労働負担が非実施地区と比べて低くなっており、プロジェクトの実施が子どもの労働軽減につながっていることがわかる。特に、「焚き木とり」、「水汲み」、「畑仕事」において、実施地区の子どもは非実施地区の子どもと比べ、それぞれ12%、24%、48%低い労働従事率となっている。端的に、プロジェクト実施地区では、子どもの労働負荷は低減している。興味あることに、子どもが労働に従事する割合は、男女で差がない。この点もジャナカプールの結果と同様である。

しかし、この結果が何を意味するかについては、慎重な見極めが必要である。表8-21の(4)と同様な労働負荷量についての結果は、ジャナカプール地区の調査からも見出されており、一応農業プロジェクトの間接効果(機会効果や経済効果)として位置付けられた。また、このような間接効果は、農民自身に対する教育効果が生まれていない場合でも、発生し得ることが再度確認された結果となった。しかしジャナカプールの場合と同様、ベースライン調査の結果を欠くため、これらデータの解釈には慎重を要する。



表8-21 森林保全プロジェクト実施地区の子どもの教育環境：  
非実施地区の比較（括弧内は％）

		Yes	No	計	Chi 2乗値	
(1) 教科書持っている	計	49(100)	0	49(100)	0	
	実施	33(100)	0	33(100)		
	非実施	16(100)	0	16(100)		
(2) 中退したか	計	8(9)	80(91)	88(100)		
	男子	5(12)	38(88)	43(100)	.19	
	女子	3(7)	42(93)	45(100)		
	実施	5(11)	42(89)	47(100)	.03	
	非実施	3(7)	38(93)	41(100)		
(3) 通学時間	小学校	： 全員1時間以内				
	中学校	： 全員1時間以内				
(4) 家庭内での子どもの労働						
					実施・非実施 間Chi2乗値	
労働分野	男子	女子	計	実施	非実施	間Chi2乗値
弟妹の世話	28(43)	37(57)	65(100)	29(45)	36(55)	.76
焚き木とり	17(57)	20(43)	37(100)	9(24)	28(36)	9.76 (p<.01)
水汲み	20(36)	35(64)	55(100)	21(38)	34(62)	3.87 (p<.05)
畑仕事	12(52)	11(48)	23(100)	6(26)	17(74)	5.26 (p<.05)
その他	12(55)	10(45)	22(100)	11(50)	11(50)	0

#### 4. 園芸プロジェクト実施地区農民（夫婦と子ども）の教育の実態：

##### 非実施地区との比較を通じて

本調査の結果は、園芸プロジェクトの実施が農民夫婦とその子どもたちに、確実に一貫した教育効果を与えたことを明らかにしている。これらの結果は、当然ながら本プロジェクトが、そのサブ・プロジェクト目標として、地域住民の識字向上、セミナー・集会への参加機会の提供、女性グループの組織化を通じたエンパワーメントの促進等に取り組んだことから生まれたものである。このことは、農民の教育や女性の地位向上に関するプロジェクト目標を掲げ、それを全プロジェクトの一貫として遂行することの重要性を示すものである。

##### (1) 園芸プロジェクト実施地区農民夫婦の教育歴

表8-22は、園芸プロジェクト実施地区農民夫婦の教育経験を、非実施地区との比較で示したものである。表の結果によると、夫の場合「通信教育」の経験はプロジェクト実施地区では89%と高いが、非実施地区では60%に留まり、両者の差は統計的に有意な結果 ( $p<.01$ )となっている。同様な違いは、妻の場合にも見出されており、実施地区では59%、非実施地区では23%と有意に異なる差となっている。以上のような実施地区と非実施地区の違いは、「識字教室」、「自己学習」経験についても生じている。また、「セミナー等参加」の経験では、有意差とはなっていないが、実施地区農民夫婦の経験が相対的に高く出ている。

注目すべきは、女性（妻）のエンパワーメントである。表8-22の結果は、プロジェクト実施地区においては、教育歴をめぐる夫と妻の格差はかなり縮小していると言することができる。以上の結果は、園芸プロジェクトの実施が当該地区農民夫婦の教育歴に、強固で一貫した影響を与えてきたことを示している。このプロジェクトが表8-22に示されたような住民に対する教育効果をもたらした理由として、以下の点が指摘できる。

- 1) 園芸プロジェクトは、フェーズⅠ（1985年から5年間）とフェーズⅡ（1992年から5年間を合わせ、通算10年間に及ぶプロジェクト・タイプの技術協力であった。そのため、プロジェクトの効果は長期間持続し、実施地区住民にまでその効果が広く、また深く浸透したことが考えられる。
- 2) 本プロジェクトは果樹技術開発を通じネパール山岳・丘陵地帯における果樹生産を開発・振興し、農業経営の多角化を図り、地域農民の所得増大と生活水準の向上に寄与することを目的としていた。そしてこの目的達成のため、各種研修や普及活動、デモ・ファーム等を通じて多くの教育訓練が行われ、これが農民にとっては貴重な教育機会となったことが考えられる。

- 3) 中でも、以下のような活動が効果的であったと考えられる。すなわち、(a)果樹生産の技術移転が個別農家レベルで行われたこと、(b)多数の技術普及員や篤農家(男性・女性)の訓練が行われたこと、(c)特定地域を対象に巡回技術指導が行われたこと、(d)果樹生産者に対するセミナーや広報活動が広く行われたこと、(e)特定農家の農場を圃場とし、そこで改良技術の試作と展示を行ったこと等が上げられる。これらの活動は、いずれも地域農民に直接接し、技術や情報の移転を図る活動であり、このようなグラスルーツ・レベルでの長期間の活動が、農民に対する大きな教育効果となったものと推測される。
- 4) 果樹栽培という女性にとっても身近な生産活動が、妻のプロジェクトへの参加を促進し、女性が生活水準の向上に直接貢献できる機会を提供したことが考えられる。その結果として、妻の教育経験が格段に向上し、知識や能力の形成が促進され、男女の格差が縮小したことが推測される。

表8-22 園芸プロジェクト実施地区農民夫婦の教育歴：  
非実施地区との比較(括弧内は%)

教育歴		夫 (n=81)			妻 (n=81)		
		Yes	No	計	Yes	No	計
通信教育	計	62(77)	19(23)	81(100)	35(43)	46(57)	81(100)
	実施	41(89)	5(11)	46(100)	27(59)	19(41)	46(100)
	非実施	21(60)	14(40)	35(100)	8(23)	27(77)	35(100)
	Chi 2乗値	9.39 (p<.01)			10.40 (p<.01)		
識字教室	計	46(10)	35(90)	81(100)	25(31)	56(69)	81(100)
	実施	33(72)	13(18)	46(100)	18(39)	28(61)	46(100)
	非実施	13(37)	22(63)	35(100)	7(20)	28(80)	35(100)
	Chi 2乗値	9.69 (p<.01)			3.48 (p<.05)		
セミナー 等参加	計	13(16)	68(84)	81(100)	7(9)	74(91)	81(100)
	実施	10(22)	36(78)	46(100)	5(11)	41(89)	46(100)
	非実施	3(9)	32(91)	35(100)	2(6)	33(94)	35(100)
	Chi 2乗値	1.67			.18		
自己学習	計	20(21)	60(79)	80(100)	8(5)	72(95)	80(100)
	実施	18(33)	27(67)	45(100)	6(6)	39(94)	45(100)
	非実施	2(12)	33(88)	35(100)	2(5)	33(95)	35(100)
	Chi 2乗値	10.58 (p<.01)			.56		

## (2) 園芸プロジェクト実施地区農民の知識・能力の水準

表8-23は園芸プロジェクト実施地区の農民が、非実施地区と比べ知識や能力面でどの程度向上しているかを示したものである。表の結果は、上で見た農民の教育経験の向上と同様、プロジェクト実施地区では農民夫婦に知識や能力面で、かなりのエンパワーメントが生じていることを示唆している。表8-23の結果は以下の2点に要約される。

- 1) 識字能力に相当する「刊行物を読める」能力は、プロジェクト実施地区の夫の場合、94%と高く、非実施地区の60%に比べ有意に( $p<.01$ )高い。この点では妻も同様であり、識字能力は74%と高い。以上の結果は、表8-13で示したネパールにおける男女の識字率格差と比較して、極めて印象的である。すなわち、表8-13では本プロジェクトが実施されている中央地区の識字率は、概ね男子50%、女子20%となっているが、表8-23の結果はプロジェクト実施地区では、夫・妻ともこれらの値より高いことが読取れる。しかし非実施地区では、夫・妻ともおしなべて全国平均に近い。このことは園芸プロジェクトが、非実施地区と比べて有意に高い識字率を生み出したのみならず、全国平均と比べても格段に高い識字率を、同地区にもたらしたことを意味している。
- 2) プロジェクト実施地区の夫の場合、「セミナーや勉強会に参画できる」能力や、「書類に書き込んだり文章が書ける」能力、「他の農民を教えたり指導できる」能力は、非実施地区の農民に比べて有意に高い。この点は妻の場合も同様で、非実施地区に比べ有意に高いレベルとなっている。加えて妻の場合、「政府役人の話が聞ける」能力も有意に高くなっている。これらの能力は、自己の農場への果樹栽培技術の移転を通じて、農民が直接に政府関係者や普及員に接し、技術・知識を吸収した結果に他ならない。また、自分自身が篤農家ないしモデル農場関係者として、他の農民と接したり指導を行った結果かもしれない。いずれにしろ、10年間に渡ってプロジェクトが展開され、各農家レベルで果樹栽培技術が定着していった成果が、農民の能力・知識の向上という結果をもたらしたものだといえる。加えて果樹栽培技術の移転は、技術普及過程で女性（妻）のエンパワーメントにも大きく貢献している。

表8-23 園芸プロジェクト実施地区農民夫婦の現在の能力・知識水準：  
非実施地区との比較（括弧内は%）

能力・知識水準	夫 (n=81)			妻 (n=81)			
	Yes	No	計	Yes	No	計	
(1) 刊行物を読める	計	64(79)	17(21)	81(100)	40(49)	41(51)	81(100)
	実施	43(94)	3(6)	46(100)	34(74)	12(26)	46(100)
	非実施	21(60)	14(40)	35(100)	6(17)	29(83)	35(100)
	Chi 2乗値	11.49 (p<.01)			25.63 (p<.01)		
(2) 集会で意見が 言える	計	25(31)	55(69)	80(100)	8(10)	72(90)	80(100)
	実施	16(36)	29(64)	45(100)	5(11)	40(89)	45(100)
	非実施	9(26)	26(74)	35(100)	3(9)	32(91)	35(100)
	Chi 2乗値	.89			.01		
(3) 政府役人の 話が解る	計	27(35)	51(65)	78(100)	14(17)	64(83)	78(100)
	実施	18(41)	26(59)	44(100)	12(27)	32(73)	44(100)
	非実施	9(26)	25(74)	34(100)	2(6)	32(94)	34(100)
	Chi 2乗値	1.77			4.59 (p<.05)		
(4) 技術的指導内容 を理解し他人に 説明できる	計	21(28)	55(72)	76(100)	9(12)	67(88)	76(100)
	実施	13(30)	30(70)	43(100)	7(16)	36(84)	43(100)
	非実施	8(24)	25(76)	33(100)	2(9)	31(91)	33(100)
	Chi 2乗値	.34			1.02		
(5) セミナーや勉強 会に参画できる	計	23(29)	57(71)	80(100)	13(16)	67(84)	80(100)
	実施	20(43)	26(57)	46(100)	12(26)	34(74)	46(100)
	非実施	3(9)	31(91)	34(100)	1(3)	33(97)	34(100)
	Chi 2乗値	9.83 (p<.01)			6.09 (p<.05)		
(6) 書類に書き込ん だり文章が書 ける	計	25(32)	53(68)	78(100)	17(22)	61(78)	78(100)
	実施	21(47)	24(53)	45(100)	14(31)	31(69)	45(100)
	非実施	4(22)	29(88)	33(100)	3(9)	30(91)	33(100)
	Chi 2乗値	8.91 (p<.01)			4.20 (p<.05)		
(7) 他の農民を教 えたり指導で きる	計	21(27)	57(73)	78(100)	12(15)	66(85)	78(100)
	実施	19(42)	26(58)	45(100)	11(24)	34(76)	45(100)
	非実施	2(6)	31(94)	33(100)	1(3)	33(97)	34(100)
	Chi 2乗値	10.88 (p<.01)			5.43 (p<.05)		

### (3) 園芸プロジェクト実施地区の子どもの教育環境

表8-24は、園芸プロジェクト実施地区の子どもの教育環境を、非実施地区のそれと比較し検討したものである。表の結果は次の3点に要約できる。まず第1に、教科書の保有率は、実施地区が95%、非実施地区が69%と、前者が有意に高い割合となっている。この差は園芸プロジェクトの経済効果（農家所得の向上が教科書の入手を可能とした）として説明可能であるが、ベースライン・データが欠如しているため、慎重な見極めが必要である。加えて、ネパールでは初等教育は原則無料であり、教科書も無償で利用可能である。また、この地区で教科書が全員に無償配布されているかどうかは不明である。しかし、本調査の結果が示す限り、かなりの所帯で子どもに教科書がなく（全体で12%）、その割合は非実施地区でより高い（31%）ことが解る。

第2点として、学校からの中退率は男子でやや高く、また非実施地区で相対的に高くなっている。しかしこれらの差は、統計的に有意な水準に達していない。とは言え、傾向としてプロジェクト実施が、子どもが学校からドロップアウトすることを防止する、何らかの歯止めとなっていると言えそうである。

第3点として、子どもの労働負荷の程度を見ると、実施地区で一貫して低くなっていることがわかる。特に、「焚き木とり」に対する子どもの従事度は、実施地区39%に対し非実施地区では61%と有意に高い。同様に他の全ての労働分野で、非実施地区の子どもが労働に従事する割合が高くなっている。同様な結果は、ジャナカプール・プロジェクト及び森林保全プロジェクトにおいても見出されており、農業プロジェクトの間接効果として興味ある結果と言える。

表8-24 園芸プロジェクト実施地区の子どもの教育環境：  
非実施地区の比較（括弧内は%）

		Yes	No	計	Chi 2乗値	
(1) 教科書持っている	計	63(88)	13(12)	76(100)	4.05 (p<.05)	
	実施	38(95)	2(5)	40(100)		
	非実施	25(69)	11(31)	36(100)		
(2) 中退したか	計	29(43)	38(57)	67(100)	1.29	
	男子	15(47)	17(53)	32(100)		
	女子	12(34)	13(66)	35(100)		
	実施	12(31)	27(69)	39(100)		3.03
	非実施	14(50)	14(50)	28(100)		

(3) 通学時間 小学校： 全員1時間以内  
中学校： 全員1時間以内

労働分野	家庭内での子どもの労働		計	実施・非実施		間Chi2乗値
	男子	女子		実施	非実施	
弟妹の世話	35(44)	45(56)	80(100)	38(48)	42(52)	1.36
焚き木とり	39(49)	40(51)	79(100)	31(39)	48(61)	3.88 (p<.05)
水汲み	32(42)	36(58)	76(100)	34(45)	42(55)	2.37
畑仕事	6(5)	5(45)	11(100)	5(45)	6(55)	.03
その他	0	0	0	0	0	0

## 5. 総括と提言

本章においては、ネパール農業プロジェクトの内、(1) ジャナカプール農業プロジェクト、(2) 村落振興・森林保全プロジェクト、(3) 園芸プロジェクトの3つに焦点を絞り、プロジェクトの実施が同地区の農民所帯（農民夫婦及び子ども）の教育にどのような影響をもたらしたかが、非実施地区との比較で検討された。検討の結果は、以下の5点に要約できる。

しかしこれらの結果の受け止め方には、以下の注意が必要である。すなわち、本調査では効果の測定方法として、「刊行物が読める」とか「書類に書き込む」「政府の役人と話す」といった具体的質問項目が用いられたが、これらの項目はそもそも刊行物が届かなかつたり、書類など触ったことも無かつたり、役人など尋ねてこない僻地にすむ農民には不適切なものといえる。調査上の制約とはいえ、対象となった農民夫婦の幾人かには、このような事態が生じていた可

能性が有る。今後の調査においては、より木目の細かい、地理的条件別等の資料収集配慮が必要とされよう。総括結果は以下の通りである。

### (1) 分析結果のまとめ

1) ジャナカプール農業プロジェクトにおいては、教育への影響は間接的なものに留まった。このような間接的影響のプロセスとしては、1) プロジェクトが農民に学習や知識習得の機会を色々もたらしたこと（機会効果）、2) 農業プロジェクトにより生活水準が向上し、学習と教育への関心が高められたこと（経済効果）の2つが考えられる。

2) 森林保全プロジェクトにおいても、プロジェクトの教育効果は間接的なものに留まった。このプロジェクトでは、生活の向上に向け女性の参画を求めるいくつかのサブ・プロジェクトが試みられたが、教育面での女性の地位向上の痕跡は検出できなかった。その原因として、男性の態度や協力が不変であったため、プロジェクトが実際に女性の活動を変化させる程の、強い影響を及ぼすことができなかつたことが指摘された。

3) 園芸プロジェクトにおいては、プロジェクト実施が教育に対し、強く一貫した影響を与えていることが実証された。その最大の原因は、果樹栽培技術の移転が、グラスルーツ・レベルで個別農家を対象に実施されたことであり、そのため農民が直接プロジェクトと接触することが可能となったことにある。普及員による農民の指導や、セミナー参加、展示場・モデル農家圃場における農民指導、各農家による果樹栽培の実践等、このようなグラスルーツ・レベルでの農民との接触が極めて重要な要因であったと考えられる。また、果樹栽培には女性も直接参加でき、男女とも「技術習得→果実生産→所得向上」という目に見えた変化を体験できたことが、間接的ではあったが最大の教育効果を生んだ原因であると思われる。

4) 全てのプロジェクトにおいて、子どもの教育環境の好転という間接的効果が見出された。特にプロジェクト実施地区では、子どもの労働負担が軽減されている結果が明らかとなった。この点は、プロジェクトが農民自身の教育ではなく、子どもたちの教育により一貫した影響を与えていることを示唆するもので、興味深い結果と言える。この発見から、プロジェクトの実施が、プロジェクト目標を達成する過程で、コミュニティの人々の意識や態度に、大きな影響と変容を与えている可能性が指摘できる。更に言えば、農業プロジェクトはこのような農村社会の価値意識・伝統文化の変容を促進するため、より積極的な役割を果たすことが期待される。

5) 本章の前半で明らかにした通り、ネパールにおける「万人のための教育；EFA」の現状は悲惨なものであり、農業プロジェクトがこの問題解決に挑戦するためには、より体系的な準備と専門的スタッフの投入が必要であろう。本章の分析の結果は、農村部での男女の教育格



差は大きく、一部のプロジェクト地域を除き、女性はほとんど文盲に近いことが見出された。このような教育状況や男女格差が存在したままでは、いかなる農業プロジェクトでも、持続可能な強固な発展基盤を農村社会の中に構築することは、極めて困難のように思われる。

## (2) 提言

以上の分析結果を踏まえ、農業プロジェクトが教育及び女性の地位向上に対し貢献できる条件について、幾つかの提言を試みてみよう。出発点として、「農業プロジェクトと農民の生活向上」との関係は、「経済インフラ投資と国民の暮らしの豊かさ」との関係と瓜二つである。すなわち、ダムや道路が完成しても大方の国民の暮らしは良くならないのと同様、農業基盤が整備されても、地元農民の生活は依然として貧しいままであることが、大いにあり得ることを考える必要があろう。問題は農業改善投資が、農民の生活向上に直接繋がる契機を、いかにして見出すかであろう。提言は、以下の5点に纏められる。

1) 農業プロジェクトは、グラスルーツ・レベルで農民が直接技術移転を受け、その技術を所帯レベルで活用できるコンポーネントを、できるだけ多くプロジェクトの中を含む必要があろう。特に貧困からの脱出が急務で、そこに文盲や極端な男女格差、子どもの高い労働負荷が絡んでいる状況では、そのような非人間的な状況を全体として変化させる、何らかの働きかけが求められる。このような働きかけとして、グラスルーツで効果を生むサブ・プロジェクトの展開が必要とされる。そして、農民の教育や知識・能力の習得活動も、このような家計レベルでの生活向上プロジェクトの中で展開されることが望まれる。以上のような提言は、果樹栽培プロジェクトの結果に基づいている。

2) 農業プロジェクトは、個別の農業生産や基盤整備だけに限定することなく、実施地区におけるコミュニティ全体の変革を目指すことが求められる。農業プロジェクトは、そのような変革の原動力たりうる。この力により、地域社会の慣習、伝統文化や行事、政治、経済、教育、ジェンダー関係等々、地域社会全体を変革ないし活性化させていく必要がある。いわゆる総合的農村開発には、このような計画的システム変容と、変容過程を管理できるChange Managementの視点が求められよう。

3) 農業プロジェクトは、波及効果の促進し、開発の好循環過程の基点となることが期待される。本調査の結果は、農業プロジェクトの影響として、「機会効果」に代表される間接効果が発生していることを明らかにした。例えば、プロジェクト実施地区での、子どもの教育環境の改善がそれである。これは波及効果の一つであるが、より積極的にそのような効果の発揮を企画し、できる限り地域の学校、団体、村行事、お祭り等に直接働きかけていくことが考えられてもよい。加えて、農業プロジェクトにより家計収入が増加した場合、それが生活をより良く

するプロセスの基点として作用するよう、農民に対する指導を行うことも考えられる（生活改善普及員のような役割と機能）。また、本章の分析では、農業プロジェクトによる所得の向上が、教育に対する関心を高め、農民の学習活動を活発化させた可能性、すなわち教育に対する「経済効果」が生じている点が指摘された。このような効果は、農業に対する農民男女の研究心を更に刺激し、農業生産を増大させたり他の分野の活動に波及し、生活向上の好循環プロセスを生み出すことになる。農業プロジェクトには、このような好循環を積極的に生み出す作用が求められる。

4) ネパール教育省による児童の学業成績に関する報告では、ネパールの子どもの理数科のレベルはかなり低い。したがって、農民に対する教育には識字だけでなく、農業に関する簡単な生物・化学・数学の教育も織り込まれる必要がある。加えて、ネパールのような識字率の極めて低い国（特に農村部で）に対しては、農業プロジェクトは識字教育や初歩的な理数科教育に対し、より多くの資源を投入する必要がある。と言うのは、識字能力を獲得した農民の生産性は、非識字者に比べ有意に高いことが知られているからである。

5) 最後に、農業プロジェクトは農村における貧困撲滅と生活水準の向上を上位目標とする必要が有るが、その場合和せてならないのは教育プログラムの重要性である。農業プロジェクトは、直接的には農業技術の移転を行い、農家所得の向上を可能とするところに有る。しかし、「技術移転→所得増大→生活水準の向上」という道筋は、想像以上に険しいことをネパール農業プロジェクトは物語っている。なぜなら、この道筋には「技術習得に対する意欲」、「所得増大を生むための家族（特に夫婦）の協力」及び「妻の能力」、「生活を豊かにし子供に教育を与えようとする向上心」等、豊かさを求める強い意欲が介在しており、これらを欠く場合、技術移転による持続可能な生活向上プロセスは展開して行かないからである。そして、このプロセスを推進せしめるのが、教育の力に他ならないのである。それゆえ、農業プロジェクトの実施においては、技術移転だけではなく、その後に展開すべき生活の質向上に向けたプロセスを展望した、強力なサブ・プロジェクトを考える必要がある。このようなプロジェクトは、人々の国や地域に対する考え方、農業に対する意識、家族・夫婦の在り方に対する価値観、自分自身の向上心、子どもの教育への関心等、生活全般に対する農民社会の意識変革を促すことに向けられることが期待される。

## 参考文献

- Education For All Year 2000 Assessment: Nepal Country Report, EFA Assessment Committee, Ministry of Education, Nepal
- Human Development Report: Nepal (1998), Nepal South Asia Centre, Kathmandu, Nepal
- Human Development Report in Nepal (1992) A Face of Poverty. Jeewan Printing Support Press, Kathmandu, Nepal
- United Nations Children's Fund (1996) Children & Women in Nepal: A Situation Analysis. United Nations Children's Fund (Nepal)
- United Nations population Fund (UNFPA) (1992) Nepal: Programme Review and Strategy Development Report
- ネパール：開発途上国別経済協力シリーズ（1997）国際協力推進協会
- ネパール経済発展への課題：債務負担能力を中心として（1997）開発援助研究所、海外経済協力基金
- 国際協力事業団（1996）村落振興から森林保全へ、HMG/JICA村落振興・森林保全計画
- 国際協力事業団（1999）農林業協力のためのWID/ジェンダー・ハンドブック、国際協力事業団農林水産調査部
- 国際協力事業団（1998）ネパール国西部山間部総合流域管理計画調査ファイナル・レポート（第1部調査編）
- 国際協力事業団（1994）ネパール村落振興・森林保全計画・ネパール緑の推進協力プロジェクト事前／実施協議団報告書
- 国際協力事業団（1999）ネパール王国村落振興・森林保全計画・ネパール緑の推進協力プロジェクト終了時評価報告書
- 国際協力事業団（1997）ネパール村落振興・森林保全計画巡回指導調査団報告書、国際協力事業団林業水産開発協力部
- 国際協力事業団（1985）ネパール、ジャナカプール農業開発計画・プロジェクト方式技術協力実施記録、国際協力事業団農業開発協力部
- 国際協力事業団（1992）ネパール園芸開発計画フェーズⅡ実施協議団調査報告書、国際協力事業団

## 第IX章